

岩手県告示第424号

漁業法（昭和24年法律第267号）第11条第1項の規定により、共同漁業権の免許予定日、申請期間、存続期間、免許の内容たるべき事項、関係地区及び条件を次のとおり定める。

平成25年5月31日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 免許予定日 平成25年9月1日
- 2 申請期間 平成25年5月31日から同年7月19日まで
- 3 存続期間
 - (1) 第一種共同漁業 平成25年9月1日から平成35年8月31日まで
 - (2) 第二種共同漁業 平成25年9月1日から平成35年8月31日まで

公示番号 一共第1号

1 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第一種共同漁業	わかめ漁業	1月1日から12月31日まで
	こんぶ漁業	〃
	まつも漁業	〃
	ひじき漁業	〃
	いわのり漁業	〃
	てんぐさ漁業	〃
	つのまた漁業	〃
	ふのり漁業	〃
	ほんだわら漁業	〃
	あわび漁業	〃
	えぞぼら漁業	〃
	くぼがい漁業	〃
	もすそがい漁業	〃
	いがい漁業	〃
	あさり漁業	〃
	ほっきがい漁業	〃
	うに漁業	〃
	なまこ漁業	〃
	ほや漁業	〃
	えむし漁業	〃
たこ漁業	〃	

(2) 漁場の位置 九戸郡洋野町角浜地先

(3) 漁場の区域 次の点ア、イ、ウ及びエの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

ア点 北緯40度27.013分、東経141度40.925分

イ点 北緯40度27.782分、東経141度43.945分

ウ点 北緯40度27.131分、東経141度44.121分

エ点 北緯40度26.186分、東経141度41.560分

2 関係地区 九戸郡洋野町種市第38地割から第45地割まで

3 条件 刺し網及び流し網を使用してあわび及びうにを採捕してはならない。

公示番号 一共第2号

1 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第一種共同漁業	わかめ漁業	1月1日から12月31日まで
	こんぶ漁業	〃
	まつも漁業	〃
	ひじき漁業	〃
	いわのり漁業	〃
	てんぐさ漁業	〃
	つのまた漁業	〃
	ふのり漁業	〃
	ほんだわら漁業	〃
	あわび漁業	〃
	えぞぼら漁業	〃
	くぼがい漁業	〃
	もすそがい漁業	〃
	いがい漁業	〃
	あさり漁業	〃
	ほっきがい漁業	〃
	うに漁業	〃
	なまこ漁業	〃
	ほや漁業	〃
えむし漁業	〃	
たこ漁業	〃	

(2) 漁場の位置 九戸郡洋野町平内地先

(3) 漁場の区域 次の点ア、イ、ウ及びエの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

ア点 北緯40度26.186分、東経141度41.560分

イ点 北緯40度27.131分、東経141度44.121分

ウ点 北緯40度26.346分、東経141度44.334分

エ点 北緯40度25.390分、東経141度42.237分

2 関係地区 九戸郡洋野町種市第32地割から第38地割まで

3 条件 刺し網及び流し網を使用してあわび及びうにを採捕してはならない。

公示番号 一共第3号

1 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第一種共同漁業	わかめ漁業	1月1日から12月31日まで
	こんぶ漁業	〃
	まつも漁業	〃
	ひじき漁業	〃
	いわのり漁業	〃
	てんぐさ漁業	〃
	つのまた漁業	〃
	ふのり漁業	〃
	ほんだわら漁業	〃
	あわび漁業	〃
	えぞぼら漁業	〃
	くぼがい漁業	〃
	もすそがい漁業	〃
	いがい漁業	〃
	あさり漁業	〃
	ほっきがい漁業	〃
	うに漁業	〃
	なまこ漁業	〃
	ほや漁業	〃
えむし漁業	〃	
たこ漁業	〃	

(2) 漁場の位置 九戸郡洋野町川尻地先

(3) 漁場の区域 次の点ア、イ、ウ及びエの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

ア点 北緯40度25.390分、東経141度42.237分

イ点 北緯40度26.346分、東経141度44.334分

ウ点 北緯40度25.448分、東経141度44.577分

エ点 北緯40度25.019分、東経141度42.926分

2 関係地区 九戸郡洋野町種市第25地割から第33地割まで

3 条件 刺し網及び流し網を使用してあわび及びうにを採捕してはならない。

公示番号 一共第4号

1 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第一種共同漁業	わかめ漁業	1月1日から12月31日まで
	こんぶ漁業	〃
	まつも漁業	〃

ひじき漁業	〃
いわのり漁業	〃
てんぐさ漁業	〃
つのまた漁業	〃
ふのり漁業	〃
ほんだわら漁業	〃
あわび漁業	〃
えぞぼら漁業	〃
くぼがい漁業	〃
もすそがい漁業	〃
いがい漁業	〃
あさり漁業	〃
ほっきがい漁業	〃
うに漁業	〃
なまこ漁業	〃
ほや漁業	〃
えむし漁業	〃
たこ漁業	〃

(2) 漁場の位置 九戸郡洋野町種市地先

(3) 漁場の区域 次の点ア、イ、ウ及びエの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

ア点 北緯40度25.019分、東経141度42.926分

イ点 北緯40度25.448分、東経141度44.577分

ウ点 北緯40度24.553分、東経141度44.820分

エ点 北緯40度24.102分、東経141度43.092分

2 関係地区 九戸郡洋野町種市第15地割から第24地割まで

3 条件 刺し網及び流し網を使用してあわび及びうにを採捕してはならない。

公示番号 一共第5号

1 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第一種共同漁業	わかめ漁業	1月1日から12月31日まで
	こんぶ漁業	〃
	まつも漁業	〃
	ひじき漁業	〃
	いわのり漁業	〃
	てんぐさ漁業	〃
	つのまた漁業	〃
	ふのり漁業	〃
	ほんだわら漁業	〃

あわび漁業	〃
えぞぼら漁業	〃
くぼがい漁業	〃
もすそがい漁業	〃
いがい漁業	〃
あさり漁業	〃
ほっきがい漁業	〃
うに漁業	〃
なまこ漁業	〃
ほや漁業	〃
えむし漁業	〃
たこ漁業	〃

(2) 漁場の位置 九戸郡洋野町鹿糠地先

(3) 漁場の区域 次の点ア、イ、ウ及びエの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

ア点 北緯40度24.102分、東経141度43.092分

イ点 北緯40度24.553分、東経141度44.820分

ウ点 北緯40度23.710分、東経141度45.049分

エ点 北緯40度23.323分、東経141度43.728分

2 関係地区 九戸郡洋野町種市第15地割から第19地割まで

3 条件 刺し網及び流し網を使用してあわび及びうにを採捕してはならない。

公示番号 一共第6号

1 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第一種共同漁業	わかめ漁業	1月1日から12月31日まで
	こんぶ漁業	〃
	まつも漁業	〃
	ひじき漁業	〃
	いわのり漁業	〃
	てんぐさ漁業	〃
	つのまた漁業	〃
	ふのり漁業	〃
	ほんだわら漁業	〃
	あわび漁業	〃
	えぞぼら漁業	〃
	くぼがい漁業	〃
	もすそがい漁業	〃
	いがい漁業	〃
	あさり漁業	〃

ほっきがい漁業	〃
うに漁業	〃
なまこ漁業	〃
ほや漁業	〃
えむし漁業	〃
たこ漁業	〃

(2) 漁場の位置 九戸郡洋野町玉川地先

(3) 漁場の区域 次の点ア、イ、ウ及びエの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

ア点 北緯40度23.323分、東経141度43.728分

イ点 北緯40度23.710分、東経141度45.049分

ウ点 北緯40度23.384分、東経141度45.633分

エ点 北緯40度22.753分、東経141度44.488分

2 関係地区 九戸郡洋野町種市第11地割から第14地割まで

3 条件 刺し網及び流し網を使用してあわび及びうにを採捕してはならない。

公示番号 一共第7号

1 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第一種共同漁業	わかめ漁業	1月1日から12月31日まで
	こんぶ漁業	〃
	まつも漁業	〃
	ひじき漁業	〃
	いわのり漁業	〃
	てんぐさ漁業	〃
	つのまた漁業	〃
	ふのり漁業	〃
	ほんだわら漁業	〃
	あわび漁業	〃
	えぞぼら漁業	〃
	くぼがい漁業	〃
	もすそがい漁業	〃
	いがい漁業	〃
	あさり漁業	〃
	ほっきがい漁業	〃
	うに漁業	〃
	なまこ漁業	〃
	ほや漁業	〃
	えむし漁業	〃
たこ漁業	〃	

(2) 漁場の位置 九戸郡洋野町戸類家地先

(3) 漁場の区域 次の点ア、イ、ウ及びエの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

ア点 北緯40度22.753分、東経141度44.488分

イ点 北緯40度23.384分、東経141度45.633分

ウ点 北緯40度22.760分、東経141度46.353分

エ点 北緯40度22.316分、東経141度45.066分

2 関係地区 九戸郡洋野町種市第8地割から第10地割まで

3 条件 刺し網及び流し網を使用してあわび及びうにを採捕してはならない。

公示番号 一共第8号

1 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第一種共同漁業	わかめ漁業	1月1日から12月31日まで
	こんぶ漁業	〃
	まつも漁業	〃
	ひじき漁業	〃
	いわのり漁業	〃
	てんぐさ漁業	〃
	つのまた漁業	〃
	ふのり漁業	〃
	ほんだわら漁業	〃
	あわび漁業	〃
	えぞぼら漁業	〃
	くぼがい漁業	〃
	もすそがい漁業	〃
	いがい漁業	〃
	あさり漁業	〃
	ほっきがい漁業	〃
	うに漁業	〃
	なまこ漁業	〃
	ほや漁業	〃
えむし漁業	〃	
たこ漁業	〃	

(2) 漁場の位置 九戸郡洋野町宿戸地先

(3) 漁場の区域 次の点ア、イ、ウ、エ、オ及びカの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

ア点 北緯40度22.316分、東経141度45.066分

イ点 北緯40度22.760分、東経141度46.353分

ウ点 北緯40度22.542分、東経141度46.877分

エ点 北緯40度21.653分、東経141度47.484分

オ点 北緯40度21.057分、東経141度46.233分

カ点 北緯40度21.049分、東経141度46.044分

2 関係地区 九戸郡洋野町宿戸

3 条件 刺し網及び流し網を使用してあわび及びうにを採捕してはならない。

公示番号 一共第9号

1 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第一種共同漁業	わかめ漁業	1月1日から12月31日まで
	こんぶ漁業	〃
	まつも漁業	〃
	ひじき漁業	〃
	いわのり漁業	〃
	てんぐさ漁業	〃
	つのまた漁業	〃
	ふのり漁業	〃
	ほんだわら漁業	〃
	あわび漁業	〃
	えぞぼら漁業	〃
	くぼがい漁業	〃
	もすそがい漁業	〃
	いがい漁業	〃
	あさり漁業	〃
	ほっきがい漁業	〃
	うに漁業	〃
	なまこ漁業	〃
	ほや漁業	〃
えむし漁業	〃	
たこ漁業	〃	

(2) 漁場の位置 九戸郡洋野町八木地先

(3) 漁場の区域 次の点ア、イ、ウ、エ、オ及びカの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

ア点 北緯40度21.049分、東経141度46.044分

イ点 北緯40度21.057分、東経141度46.233分

ウ点 北緯40度21.653分、東経141度47.484分

エ点 北緯40度21.280分、東経141度47.821分

オ点 北緯40度20.764分、東経141度46.453分

カ点 北緯40度20.640分、東経141度46.267分

2 関係地区 九戸郡洋野町八木及び南八木

3 条件 刺し網及び流し網を使用してあわび及びうにを採捕してはならない。

公示番号 一共第10号

1 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第一種共同漁業	わかめ漁業	1月1日から12月31日まで
	こんぶ漁業	〃
	まつも漁業	〃
	ひじき漁業	〃
	いわのり漁業	〃
	てんぐさ漁業	〃
	つのまた漁業	〃
	ふのり漁業	〃
	ほんだわら漁業	〃
	あわび漁業	〃
	えぞぼら漁業	〃
	くぼがい漁業	〃
	もすそがい漁業	〃
	いがい漁業	〃
	あさり漁業	〃
	ほっきがい漁業	〃
	うに漁業	〃
	なまこ漁業	〃
	ほや漁業	〃
えむし漁業	〃	
たこ漁業	〃	

(2) 漁場の位置 九戸郡洋野町小子内地先

(3) 漁場の区域 次の点ア、イ、ウ、エ、オ及びカの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

ア点 北緯40度20.640分、東経141度46.267分

イ点 北緯40度20.764分、東経141度46.453分

ウ点 北緯40度21.280分、東経141度47.821分

エ点 北緯40度20.165分、東経141度47.496分

オ点 北緯40度20.072分、東経141度47.162分

カ点 北緯40度19.907分、東経141度46.199分

2 関係地区 九戸郡洋野町小子内

3 条件 刺し網及び流し網を使用してあわび及びうにを採捕してはならない。

公示番号 一共第11号

1 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第一種共同漁業	わかめ漁業	1月1日から12月31日まで
	こんぶ漁業	〃
	まつも漁業	〃
	ひじき漁業	〃
	いわのり漁業	〃
	てんぐさ漁業	〃
	つのまた漁業	〃
	ふのり漁業	〃
	ほんだわら漁業	〃
	あわび漁業	〃
	えぞぼら漁業	〃
	くぼがい漁業	〃
	もすそがい漁業	〃
	いがい漁業	〃
	あさり漁業	〃
	ほっきがい漁業	〃
	うに漁業	〃
	なまこ漁業	〃
	ほや漁業	〃
	えむし漁業	〃
たこ漁業	〃	

(2) 漁場の位置 九戸郡洋野町有家地先

(3) 漁場の区域 次の点ア、イ、ウ及びエの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

ア点 北緯40度19.907分、東経141度46.199分

イ点 北緯40度20.072分、東経141度47.162分

ウ点 北緯40度19.425分、東経141度47.335分

エ点 北緯40度18.910分、東経141度46.950分

2 関係地区 九戸郡洋野町有家

3 条件 刺し網及び流し網を使用してあわび及びうにを採捕してはならない。

公示番号 一共第12号

1 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第一種共同漁業	わかめ漁業	1月1日から12月31日まで
	こんぶ漁業	〃
	まつも漁業	〃
	ひじき漁業	〃
	いわのり漁業	〃

てんぐさ漁業	〃
つのまた漁業	〃
ふのり漁業	〃
ちがいそ漁業	〃
あわび漁業	〃
いがい漁業	〃
ほっきがい漁業	〃
うに漁業	〃
なまこ漁業	〃
ほや漁業	〃
えむし漁業	〃
たこ漁業	〃

(2) 漁場の位置 九戸郡洋野町中野地先

(3) 漁場の区域 次の点ア、イ、ウ及びエの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

ア点 北緯40度18.910分、東経141度46.950分

イ点 北緯40度19.425分、東経141度47.335分

ウ点 北緯40度17.981分、東経141度48.484分

エ点 北緯40度17.736分、東経141度47.702分

2 関係地区 九戸郡洋野町中野

3 条件 刺し網及び流し網を使用してあわび及びうにを採捕してはならない。

公示番号 一共第13号

1 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第一種共同漁業	わかめ漁業	1月1日から12月31日まで
	こんぶ漁業	〃
	まつも漁業	〃
	ひじき漁業	〃
	いわのり漁業	〃
	てんぐさ漁業	〃
	ふのり漁業	〃
	ほんだわら漁業	〃
	ちがいそ漁業	〃
	あわび漁業	〃
	えぞぼら漁業	〃
	くぼがい漁業	〃
	もすそがい漁業	〃
	いがい漁業	〃
	うに漁業	〃

	なまこ漁業	〃
	ほや漁業	〃
	えむし漁業	〃
	たこ漁業	〃

(2) 漁場の位置 久慈市侍浜地先

(3) 漁場の区域 次の点ア、イ、ウ及びエの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

ア点 北緯40度17.736分、東経141度47.702分

イ点 北緯40度17.980分、東経141度48.486分

ウ点 北緯40度15.523分、東経141度50.247分

エ点 北緯40度15.502分、東経141度49.225分

2 関係地区 久慈市侍浜町本町、向町、桑畑、外屋敷、横沼及び堀切

3 条件 刺し網及び流し網を使用してあわび及びうにを採捕してはならない。

公示番号 一共第14号

1 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第一種共同漁業	わかめ漁業	1月1日から12月31日まで
	こんぶ漁業	〃
	まつも漁業	〃
	ひじき漁業	〃
	いわのり漁業	〃
	てんぐさ漁業	〃
	ふのり漁業	〃
	ほんだわら漁業	〃
	ちがいそ漁業	〃
	あわび漁業	〃
	えぞぼら漁業	〃
	くぼがい漁業	〃
	もすそがい漁業	〃
	いがい漁業	〃
	うに漁業	〃
	なまこ漁業	〃
	ほや漁業	〃
	えむし漁業	〃
たこ漁業	〃	

(2) 漁場の位置 久慈市南侍浜地先

(3) 漁場の区域 次の点ア、イ、ウ、エ、オ、カ及びキの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

(次の点ク、ケ、コ、サ及びクの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域を除く。)

ア点 北緯40度15.502分、東経141度49.225分

- イ点 北緯40度15.523分、東経141度50.247分
- ウ点 北緯40度12.599分、東経141度50.748分
- エ点 北緯40度12.444分、東経141度50.809分
- オ点 北緯40度12.472分、東経141度50.213分
- カ点 北緯40度13.071分、東経141度49.389分
- キ点 北緯40度13.277分、東経141度49.389分
- ク点 北緯40度12.985分、東経141度50.056分
- ケ点 北緯40度12.998分、東経141度50.125分
- コ点 北緯40度12.468分、東経141度50.315分
- サ点 北緯40度12.471分、東経141度50.242分

2 関係地区 久慈市侍浜町白前、本波及び麦生

3 条件 刺し網及び流し網を使用してあわび及びうにを採捕してはならない。

公示番号 一共第15号

1 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第一種共同漁業	わかめ漁業	1月1日から12月31日まで
	こんぶ漁業	〃
	まつも漁業	〃
	ひじき漁業	〃
	いわのり漁業	〃
	てんぐさ漁業	〃
	ふのり漁業	〃
	ほんだわら漁業	〃
	ちがいそ漁業	〃
	あわび漁業	〃
	えぞぼら漁業	〃
	くぼがい漁業	〃
	もすそがい漁業	〃
	いがい漁業	〃
	うに漁業	〃
	なまこ漁業	〃
	ほや漁業	〃
えむし漁業	〃	
たこ漁業	〃	

(2) 漁場の位置 久慈市夏井地先

(3) 漁場の区域 次の点ア、イ、ウ、エ及びオの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域（次の点カ、キ、ク、ケ、コ及びオの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域とサ、シ、ス及びサの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域を除く。）

- ア点 北緯40度13.277分、東経141度49.389分
- イ点 北緯40度13.071分、東経141度49.389分
- ウ点 北緯40度12.472分、東経141度50.213分
- エ点 北緯40度12.193分、東経141度50.311分
- オ点 北緯40度12.705分、東経141度48.245分
- カ点 北緯40度13.287分、東経141度49.093分
- キ点 北緯40度13.258分、東経141度49.113分
- ク点 北緯40度13.187分、東経141度49.123分
- ケ点 北緯40度13.168分、東経141度49.103分
- コ点 北緯40度12.291分、東経141度49.918分
- サ点 北緯40度12.278分、東経141度49.968分
- シ点 北緯40度12.278分、東経141度50.180分
- ス点 北緯40度12.226分、東経141度50.179分

2 関係地区 久慈市夏井町早坂、大崎、閉伊口及び鳥谷

3 条件 刺し網及び流し網を使用してあわび及びうにを採捕してはならない。

公示番号 一共第16号

1 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第一種共同漁業	わかめ漁業	1月1日から12月31日まで
	こんぶ漁業	〃
	まつも漁業	〃
	ひじき漁業	〃
	いわのり漁業	〃
	てんぐさ漁業	〃
	ふのり漁業	〃
	ほんだわら漁業	〃
	ちがいそ漁業	〃
	あわび漁業	〃
	えぞぼら漁業	〃
	くぼがい漁業	〃
	もすそがい漁業	〃
	いがい漁業	〃
	ほっきがい漁業	〃
	うに漁業	〃
	なまこ漁業	〃
	ほや漁業	〃
えむし漁業	〃	
たこ漁業	〃	

(2) 漁場の位置 久慈市久慈浜地先

(3) 漁場の区域 次の点ア、イ、ウ及びエの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域（次の点ア、オ、カ、キ、ク、ケ、コ、サ、シ、ス、セ、ソ及びタの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域とエ、チ、ツ、テ、ト、ナ及びエの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域を除く。）

- ア点 北緯40度12.705分、東経141度48.245分
- イ点 北緯40度12.193分、東経141度50.311分
- ウ点 北緯40度11.710分、東経141度50.372分
- エ点 北緯40度11.488分、東経141度47.852分
- オ点 北緯40度12.291分、東経141度49.918分
- カ点 北緯40度12.278分、東経141度49.930分
- キ点 北緯40度12.278分、東経141度49.968分
- ク点 北緯40度12.226分、東経141度50.179分
- ケ点 北緯40度11.859分、東経141度50.172分
- コ点 北緯40度11.708分、東経141度50.354分
- サ点 北緯40度11.663分、東経141度49.840分
- シ点 北緯40度12.179分、東経141度49.500分
- ス点 北緯40度12.185分、東経141度49.059分
- セ点 北緯40度12.664分、東経141度48.281分
- ソ点 北緯40度12.552分、東経141度48.157分
- タ点 北緯40度12.518分、東経141度48.103分
- チ点 北緯40度12.117分、東経141度47.887分
- ツ点 北緯40度12.114分、東経141度48.379分
- テ点 北緯40度11.935分、東経141度48.376分
- ト点 北緯40度11.603分、東経141度48.612分
- ナ点 北緯40度11.571分、東経141度48.787分

2 関係地区 久慈市湊町源道及び旭町

3 条件 刺し網及び流し網を使用してあわび及びうにを採捕してはならない。

公示番号 一共第17号

1 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第一種共同漁業	わかめ漁業	1月1日から12月31日まで
	こんぶ漁業	〃
	まつも漁業	〃
	ひじき漁業	〃
	いわのり漁業	〃
	てんぐさ漁業	〃
	ふのり漁業	〃
	ほんだわら漁業	〃

ちがいそ漁業	〃
あわび漁業	〃
えぞぼら漁業	〃
くぼがい漁業	〃
もすそがい漁業	〃
いがい漁業	〃
ほっきがい漁業	〃
うに漁業	〃
なまこ漁業	〃
ほや漁業	〃
えむし漁業	〃
たこ漁業	〃

(2) 漁場の位置 久慈市二子地先

(3) 漁場の区域 次の点ア、イ及びウの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域（次の点ア、エ、オ、カ、キ、ク及びケの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域を除く。）

ア点 北緯40度11.488分、東経141度47.852分

イ点 北緯40度11.622分、東経141度49.378分

ウ点 北緯40度10.810分、東経141度49.227分

エ点 北緯40度11.571分、東経141度48.787分

オ点 北緯40度11.466分、東経141度49.349分

カ点 北緯40度11.073分、東経141度49.275分

キ点 北緯40度11.063分、東経141度49.147分

ク点 北緯40度11.186分、東経141度48.321分

ケ点 北緯40度11.151分、東経141度48.322分

2 関係地区 久慈市長内町二子、玉の脇及び元木沢

3 条件 刺し網及び流し網を使用してあわび及びうにを採捕してはならない。

公示番号 一共第18号

1 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第一種共同漁業	わかめ漁業	1月1日から12月31日まで
	こんぶ漁業	〃
	まつも漁業	〃
	ひじき漁業	〃
	いわのり漁業	〃
	てんぐさ漁業	〃
	ふのり漁業	〃
	ほんだわら漁業	〃
	ちがいそ漁業	〃

あわび漁業	〃
えぞぼら漁業	〃
くぼがい漁業	〃
もすそがい漁業	〃
いがい漁業	〃
うに漁業	〃
なまこ漁業	〃
ほや漁業	〃
えむし漁業	〃
たこ漁業	〃

(2) 漁場の位置 久慈市大尻地先

(3) 漁場の区域 次の点ア、イ、ウ、エ、オ及びカの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域（次の点キ、ク、ケ、コ、サ、シ、ス、セ、ソ、タ、チ、ツ、テ、ト、ナ、ニ、ヌ、ネ、ノ、ハ及びキの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域を除く。）

- ア点 北緯40度10.810分、東経141度49.227分
- イ点 北緯40度11.622分、東経141度49.378分
- ウ点 北緯40度11.710分、東経141度50.372分
- エ点 北緯40度11.652分、東経141度50.692分
- オ点 北緯40度10.941分、東経141度51.453分
- カ点 北緯40度10.065分、東経141度50.901分
- キ点 北緯40度11.073分、東経141度49.275分
- ク点 北緯40度11.466分、東経141度49.349分
- ケ点 北緯40度11.381分、東経141度49.805分
- コ点 北緯40度11.445分、東経141度49.984分
- サ点 北緯40度11.663分、東経141度49.840分
- シ点 北緯40度11.708分、東経141度50.354分
- ス点 北緯40度11.532分、東経141度50.566分
- セ点 北緯40度11.534分、東経141度50.579分
- ソ点 北緯40度11.682分、東経141度50.526分
- タ点 北緯40度11.668分、東経141度50.603分
- チ点 北緯40度11.528分、東経141度50.653分
- ツ点 北緯40度11.528分、東経141度50.824分
- テ点 北緯40度11.407分、東経141度50.954分
- ト点 北緯40度11.339分、東経141度50.953分
- ナ点 北緯40度11.342分、東経141度50.666分
- ニ点 北緯40度10.774分、東経141度50.229分
- ヌ点 北緯40度10.808分、東経141度50.165分
- ネ点 北緯40度11.341分、東経141度50.576分
- ノ点 北緯40度11.319分、東経141度50.048分
- ハ点 北緯40度11.133分、東経141度50.045分

2 関係地区 久慈市長内町大尻

3 条件 刺し網及び流し網を使用してあわび及びうにを採捕してはならない。

公示番号 一共第19号

1 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第一種共同漁業	あわび漁業	1月1日から12月31日まで
	いがい漁業	〃
	かき漁業	〃
	うに漁業	〃
	なまこ漁業	〃
	ほや漁業	〃
	えむし漁業	〃
	たこ漁業	〃

(2) 漁場の位置 久慈市久慈湾口沖地先

(3) 漁場の区域 次の点ア、イ、ウ、エ、オ、カ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域（次の点キ、ク、ケ、コ及びキの各点を順次に結んだ線並びにサ、シ、ス及びサの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域を除く。）

ア点 北緯40度12.472分、東経141度50.213分

イ点 北緯40度12.444分、東経141度50.809分

ウ点 北緯40度10.941分、東経141度51.453分

エ点 北緯40度11.652分、東経141度50.692分

オ点 北緯40度11.710分、東経141度50.372分

カ点 北緯40度12.193分、東経141度50.311分

キ点 北緯40度12.471分、東経141度50.242分

ク点 北緯40度12.468分、東経141度50.315分

ケ点 北緯40度11.668分、東経141度50.603分

コ点 北緯40度11.682分、東経141度50.526分

サ点 北緯40度11.528分、東経141度50.824分

シ点 北緯40度11.528分、東経141度50.955分

ス点 北緯40度11.407分、東経141度50.954分

2 関係地区 久慈市

3 条件 刺し網及び流し網を使用してあわび及びうにを採捕してはならない。

公示番号 一共第20号

1 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第一種共同漁業	わかめ漁業	1月1日から12月31日まで
	こんぶ漁業	〃

まつも漁業	〃
ひじき漁業	〃
いわのり漁業	〃
てんぐさ漁業	〃
ふのり漁業	〃
ほんだわら漁業	〃
ちがいそ漁業	〃
あわび漁業	〃
えぞぼら漁業	〃
くぼがい漁業	〃
もすそがい漁業	〃
いがい漁業	〃
うに漁業	〃
なまこ漁業	〃
ほや漁業	〃
えむし漁業	〃
たこ漁業	〃

(2) 漁場の位置 久慈市小袖地先

(3) 漁場の区域 次の点ア、イ、ウ及びエの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

ア点 北緯40度10.065分、東経141度50.901分

イ点 北緯40度10.941分、東経141度51.453分

ウ点 北緯40度9.151分、東経141度52.860分

エ点 北緯40度9.055分、東経141度52.167分

2 関係地区 久慈市宇部町小袖、小袖沢及び三崎

3 条件 刺し網及び流し網を使用してあわび及びうにを採捕してはならない。

公示番号 一共第21号

1 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第一種共同漁業	わかめ漁業	1月1日から12月31日まで
	こんぶ漁業	〃
	まつも漁業	〃
	ひじき漁業	〃
	いわのり漁業	〃
	てんぐさ漁業	〃
	ふのり漁業	〃
	ほんだわら漁業	〃
	ちがいそ漁業	〃
	あわび漁業	〃

えぞぼら漁業	〃
くぼがい漁業	〃
もすそがい漁業	〃
いがい漁業	〃
うに漁業	〃
なまこ漁業	〃
ほや漁業	〃
えむし漁業	〃
たこ漁業	〃

(2) 漁場の位置 久慈市久喜地先

(3) 漁場の区域 次の点ア、イ、ウ、エ及びオの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

ア点 北緯40度9.055分、東経141度52.167分

イ点 北緯40度9.151分、東経141度52.860分

ウ点 北緯40度8.205分、東経141度53.648分

エ点 北緯40度7.246分、東経141度51.486分

オ点 北緯40度7.840分、東経141度50.525分

2 関係地区 久慈市宇部町久喜及び九戸郡野田村第37地割（焼切地区に限る。）

3 条件 刺し網及び流し網を使用してあわび及びうにを採捕してはならない。

公示番号 一共第22号

1 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第一種共同漁業	わかめ漁業	1月1日から12月31日まで
	こんぶ漁業	〃
	まつも漁業	〃
	ひじき漁業	〃
	いわのり漁業	〃
	てんぐさ漁業	〃
	つのまた漁業	〃
	ふのり漁業	〃
	ほんだわら漁業	〃
	あわび漁業	〃
	えぞぼら漁業	〃
	くぼがい漁業	〃
	もすそがい漁業	〃
	いがい漁業	〃
	あさり漁業	〃
ほっきがい漁業	〃	
うに漁業	〃	

	なまこ漁業	〃
	ほや漁業	〃
	えむし漁業	〃
	たこ漁業	〃

(2) 漁場の位置 九戸郡野田村大字野田地先

(3) 漁場の区域 次の点ア、イ、ウ及びエの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

ア点 北緯40度7.840分、東経141度50.525分

イ点 北緯40度7.246分、東経141度51.486分

ウ点 北緯40度5.457分、東経141度51.115分

エ点 北緯40度5.512分、東経141度49.853分

2 関係地区 九戸郡野田村大字野田（焼切地区を除く。）

3 条件 刺し網及び流し網を使用してあわび及びうにを採捕してはならない。

公示番号 一共第23号

1 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第一種共同漁業	わかめ漁業	1月1日から12月31日まで
	こんぶ漁業	〃
	まつも漁業	〃
	ひじき漁業	〃
	いわのり漁業	〃
	てんぐさ漁業	〃
	つのまた漁業	〃
	ふのり漁業	〃
	ほんだわら漁業	〃
	あわび漁業	〃
	えぞぼら漁業	〃
	くぼがい漁業	〃
	もすそがい漁業	〃
	いがい漁業	〃
	あさり漁業	〃
	ほっきがい漁業	〃
	うに漁業	〃
	なまこ漁業	〃
	ほや漁業	〃
えむし漁業	〃	
たこ漁業	〃	

(2) 漁場の位置 九戸郡野田村大字玉川地先

(3) 漁場の区域 次の点ア、イ、ウ及びエの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

- ア点 北緯40度5.512分、東経141度49.853分
- イ点 北緯40度5.457分、東経141度51.115分
- ウ点 北緯40度3.761分、東経141度52.651分
- エ点 北緯40度3.317分、東経141度51.373分

2 関係地区 九戸郡野田村大字玉川

3 条件 刺し網及び流し網を使用してあわび及びびうにを採捕してはならない。

公示番号 一共第101号

1 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第一種共同漁業	わかめ漁業	1月1日から12月31日まで
	こんぶ漁業	〃
	まつも漁業	〃
	ひじき漁業	〃
	いわのり漁業	〃
	てんぐさ漁業	〃
	つのまた漁業	〃
	ふのり漁業	〃
	ほんだわら漁業	〃
	あわび漁業	〃
	えぞぼら漁業	〃
	くぼがい漁業	〃
	もすそがい漁業	〃
	いがい漁業	〃
	ほっきがい漁業	〃
	うに漁業	〃
	なまこ漁業	〃
	ほや漁業	〃
	えむし漁業	〃
たこ漁業	〃	

(2) 漁場の位置 下閉伊郡普代村地先

(3) 漁場の区域 次の点ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ及びクの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

- ア点 北緯40度3.317分、東経141度51.373分
- イ点 北緯40度3.761分、東経141度52.651分
- ウ点 北緯40度3.549分、東経141度53.759分
- エ点 北緯40度1.509分、東経141度55.512分
- オ点 北緯40度0.894分、東経141度56.432分
- カ点 北緯39度59.793分、東経141度57.330分

キ点 北緯39度59.492分、東経141度57.034分

ク点 北緯39度59.361分、東経141度56.897分

2 関係地区 下閉伊郡普代村

3 条件 刺し網及び流し網を使用してあわび及びうにを採捕してはならない。

公示番号 一共第102号

1 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第一種共同漁業	わかめ漁業	1月1日から12月31日まで
	こんぶ漁業	〃
	まつも漁業	〃
	ひじき漁業	〃
	いわのり漁業	〃
	てんぐさ漁業	〃
	つのまた漁業	〃
	ふのり漁業	〃
	ほんだわら漁業	〃
	あわび漁業	〃
	えぞぼら漁業	〃
	くぼがい漁業	〃
	もすそがい漁業	〃
	いがい漁業	〃
	うに漁業	〃
	なまこ漁業	〃
	ほや漁業	〃
	えむし漁業	〃
たこ漁業	〃	

(2) 漁場の位置 下閉伊郡田野畑村地先

(3) 漁場の区域 次の点ア、イ、ウ、エ、オ、カ及びキの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

ア点 北緯39度59.361分、東経141度56.897分

イ点 北緯39度59.492分、東経141度57.034分

ウ点 北緯39度59.793分、東経141度57.330分

エ点 北緯39度58.966分、東経141度57.833分

オ点 北緯39度53.574分、東経141度58.578分

カ点 北緯39度53.280分、東経141度57.599分

キ点 北緯39度53.237分、東経141度57.561分

2 関係地区 下閉伊郡田野畑村

3 条件 刺し網及び流し網を使用してあわび及びうにを採捕してはならない。

1 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第一種共同漁業	わかめ漁業	1月1日から12月31日まで
	こんぶ漁業	〃
	まつも漁業	〃
	ひじき漁業	〃
	いわのり漁業	〃
	てんぐさ漁業	〃
	つのまた漁業	〃
	ふのり漁業	〃
	ほんだわら漁業	〃
	あわび漁業	〃
	くぼがい漁業	〃
	いがい漁業	〃
	うに漁業	〃
	なまこ漁業	〃
	ほや漁業	〃
えむし漁業	〃	
たこ漁業	〃	

(2) 漁場の位置 下閉伊郡岩泉町小本及び宮古市田老字撰待地先

(3) 漁場の区域 次の点ア、イ、ウ、エ、オ及びカの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域（次の点キ、ク、ケ、コ、サ及びシの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域を除く。）

- ア点 北緯39度53.237分、東経141度57.561分
- イ点 北緯39度53.280分、東経141度57.599分
- ウ点 北緯39度53.574分、東経141度58.578分
- エ点 北緯39度53.159分、東経141度58.934分
- オ点 北緯39度47.369分、東経142度0.430分
- カ点 北緯39度47.310分、東経141度59.033分
- キ点 北緯39度50.984分、東経141度58.367分
- ク点 北緯39度50.982分、東経141度58.484分
- ケ点 北緯39度50.946分、東経141度58.684分
- コ点 北緯39度50.734分、東経141度58.895分
- サ点 北緯39度50.715分、東経141度58.863分
- シ点 北緯39度50.711分、東経141度58.706分

2 関係地区 下閉伊郡岩泉町小本及び宮古市田老

3 条件

- (1) 一共第104号口開けの際は、本号も同時口開けをしなければならない。
- (2) 刺し網及び流し網を使用してあわび及びうにを採捕してはならない。

公示番号 一共第104号

1 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第一種共同漁業	わかめ漁業	1月1日から12月31日まで
	こんぶ漁業	〃
	まつも漁業	〃
	ひじき漁業	〃
	いわのり漁業	〃
	てんぐさ漁業	〃
	つのまた漁業	〃
	ふのり漁業	〃
	ほんだわら漁業	〃
	あわび漁業	〃
	くぼがい漁業	〃
	いがい漁業	〃
	うに漁業	〃
	なまこ漁業	〃
	ほや漁業	〃
えむし漁業	〃	
たこ漁業	〃	

(2) 漁場の位置 宮古市田老地先

(3) 漁場の区域 次の点ア、イ、ウ、エ、オ、カ及びキの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

ア点 北緯39度47.310分、東経141度59.033分

イ点 北緯39度47.369分、東経142度0.430分

ウ点 北緯39度46.601分、東経142度0.565分

エ点 北緯39度45.151分、東経142度0.399分

オ点 北緯39度41.820分、東経141度59.515分

カ点 北緯39度42.095分、東経141度58.528分

キ点 北緯39度42.106分、東経141度58.491分

2 関係地区 宮古市田老

3 条件

(1) 一共第103号口開けの際は、本号も同時口開けをしなければならない。

(2) 刺し網及び流し網を使用してあわび及びびうにを採捕してはならない。

公示番号 一共第105号

1 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
------	-------	------

第一種共同漁業	わかめ漁業	1月1日から12月31日まで
	こんぶ漁業	〃
	まつも漁業	〃
	ひじき漁業	〃
	いわのり漁業	〃
	てんぐさ漁業	〃
	つのまた漁業	〃
	ふのり漁業	〃
	ほんだわら漁業	〃
	ちがいそ漁業	〃
	すじめ漁業	〃
	あわび漁業	〃
	えぞぼら漁業	〃
	くぼがい漁業	〃
	もすそがい漁業	〃
	いがい漁業	〃
	うに漁業	〃
	なまこ漁業	〃
	ほや漁業	〃
	えむし漁業	〃
たこ漁業	〃	

(2) 漁場の位置 宮古市崎山及び鉾ヶ崎地先

(3) 漁場の区域 次の点ア、イ、ウ、エ、オ、カ及びキの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域
(次の点ク、ケ、コ、サ及びクの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域並びにシ、ス及びキの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域を除く。)

- ア点 北緯39度42.106分、東経141度58.491分
- イ点 北緯39度42.095分、東経141度58.528分
- ウ点 北緯39度41.820分、東経141度59.515分
- エ点 北緯39度41.282分、東経141度59.644分
- オ点 北緯39度39.710分、東経141度59.421分
- カ点 北緯39度38.601分、東経141度59.303分
- キ点 北緯39度38.300分、東経141度58.256分
- ク点 北緯39度38.630分、東経141度58.780分
- ケ点 北緯39度38.482分、東経141度58.888分
- コ点 北緯39度38.465分、東経141度58.828分
- サ点 北緯39度38.605分、東経141度58.725分
- シ点 北緯39度38.360分、東経141度58.341分
- ス点 北緯39度38.343分、東経141度58.405分

2 関係地区 宮古市崎山、崎鉾ヶ崎、鉾ヶ崎、臨港通、鉾ヶ崎上町、鉾ヶ崎仲町、鉾ヶ崎下町、中里団地、日影町、熊野町、山根町、日立浜町、港町、日の出町、佐原一丁目から四丁目まで及び蛸の浜町

3 条件 刺し網及び流し網を使用してあわび及びうにを採捕してはならない。

公示番号 一共第106号

1 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第一種共同漁業	わかめ漁業	1月1日から12月31日まで
	こんぶ漁業	〃
	まつも漁業	〃
	ひじき漁業	〃
	いわのり漁業	〃
	てんぐさ漁業	〃
	つのまた漁業	〃
	ふのり漁業	〃
	ほんだわら漁業	〃
	あわび漁業	〃
	えぞぼら漁業	〃
	くぼがい漁業	〃
	もすそがい漁業	〃
	いがい漁業	〃
	あさり漁業	〃
	ほっきがい漁業	〃
	まてがい漁業	〃
	うに漁業	〃
	なまこ漁業	〃
	ほや漁業	〃
えむし漁業	〃	
たこ漁業	〃	

(2) 漁場の位置 宮古市宮古及び磯鶏地先

(3) 漁場の区域 次の点アとイを結ぶ直線並びにウとエ及びオの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域（次の点カ、キ、ク、ケ、コ、サ、シ、ス、セ、ソ、タ、チ、ツ、テ、ト、ナ、ニ、ヌ、ネ、ノ、ハ、ヒ、フ及びへの各点を順次に結んだ線並びにホ、マ、ミ、ム、メ、モ、ヤ、ユ及びヨの各点を順次に結んだ線並びにラ、リ、ル、レ、ロ、ワ、ヲ、ン、ア'、イ'、ウ'、エ'、オ'、カ'及びキ'の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域並びにク'、ケ'、コ'、サ'、シ'及びク'の各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域を除く。）並びに宮古市宮古橋上流端から下流の閉伊川の区域

ア点 北緯39度38.300分、東経141度58.256分

イ点 北緯39度37.301分、東経141度59.360分

ウ点 北緯39度36.114分、東経141度58.132分

エ点 北緯39度36.243分、東経141度57.907分

オ点 北緯39度35.358分、東経141度56.753分

カ点 北緯39度38.314分、東経141度57.833分
キ点 北緯39度38.274分、東経141度58.129分
ク点 北緯39度38.154分、東経141度58.206分
ケ点 北緯39度38.136分、東経141度58.265分
コ点 北緯39度37.858分、東経141度58.487分
サ点 北緯39度37.724分、東経141度58.651分
シ点 北緯39度37.705分、東経141度58.630分
ス点 北緯39度37.681分、東経141度58.665分
セ点 北緯39度37.514分、東経141度58.698分
ソ点 北緯39度37.605分、東経141度58.791分
タ点 北緯39度37.548分、東経141度58.797分
チ点 北緯39度37.472分、東経141度58.783分
ツ点 北緯39度37.413分、東経141度58.764分
テ点 北緯39度37.369分、東経141度58.762分
ト点 北緯39度36.997分、東経141度58.386分
ナ点 北緯39度37.018分、東経141度58.135分
ニ点 北緯39度37.153分、東経141度58.095分
ヌ点 北緯39度37.130分、東経141度58.074分
ネ点 北緯39度37.124分、東経141度58.053分
ノ点 北緯39度37.309分、東経141度57.989分
ハ点 北緯39度37.320分、東経141度57.968分
ヒ点 北緯39度37.388分、東経141度57.958分
フ点 北緯39度37.429分、東経141度57.908分
ヘ点 北緯39度37.439分、東経141度57.918分
ホ点 北緯39度36.331分、東経141度57.322分
マ点 北緯39度36.257分、東経141度57.474分
ミ点 北緯39度36.054分、東経141度57.243分
ム点 北緯39度36.002分、東経141度57.315分
メ点 北緯39度36.006分、東経141度57.349分
モ点 北緯39度35.950分、東経141度57.284分
ヤ点 北緯39度36.007分、東経141度57.201分
ユ点 北緯39度35.865分、東経141度57.045分
ヨ点 北緯39度35.982分、東経141度56.832分
ラ点 北緯39度37.385分、東経141度57.795分
リ点 北緯39度37.371分、東経141度57.859分
ル点 北緯39度37.121分、東経141度57.947分
レ点 北緯39度37.161分、東経141度58.018分
ロ点 北緯39度37.152分、東経141度58.026分
ワ点 北緯39度37.143分、東経141度58.019分
ヲ点 北緯39度37.140分、東経141度58.019分
ン点 北緯39度37.134分、東経141度58.023分

- ア' 点 北緯39度37.131分、東経141度58.019分
- イ' 点 北緯39度37.080分、東経141度58.020分
- ウ' 点 北緯39度37.078分、東経141度58.032分
- エ' 点 北緯39度37.047分、東経141度58.039分
- オ' 点 北緯39度36.989分、東経141度57.962分
- カ' 点 北緯39度36.989分、東経141度57.941分
- キ' 点 北緯39度37.089分、東経141度57.939分
- ク' 点 北緯39度37.133分、東経141度58.076分
- ケ' 点 北緯39度37.108分、東経141度58.092分
- コ' 点 北緯39度37.097分、東経141度58.066分
- サ' 点 北緯39度37.124分、東経141度58.053分
- シ' 点 北緯39度37.130分、東経141度58.074分

2 関係地区 宮古市宮古、磯鶏、磯鶏石崎、磯鶏沖、磯鶏西、磯鶏一丁目から三丁目まで、神林、藤の川、河南一丁目、上村一丁目及び二丁目、実田一丁目及び二丁目、八木沢、八木沢一丁目から四丁目まで、高浜、高浜一丁目から四丁目まで、金浜並びに白浜

3 条件 刺し網及び流し網を使用してあわび及びうにを採捕してはならない。

公示番号 一第107号

1 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第一種共同漁業	わかめ漁業	1月1日から12月31日まで
	こんぶ漁業	〃
	まつも漁業	〃
	ひじき漁業	〃
	いわのり漁業	〃
	てんぐさ漁業	〃
	つのまた漁業	〃
	ふのり漁業	〃
	ほんだわら漁業	〃
	あわび漁業	〃
	えぞぼら漁業	〃
	くぼがい漁業	〃
	もすそがい漁業	〃
	いがい漁業	〃
	あさり漁業	〃
	ほっきがい漁業	〃
	まてがい漁業	〃
うに漁業	〃	
なまこ漁業	〃	

	ほや漁業	〃
	えむし漁業	〃
	たこ漁業	〃

(2) 漁場の位置 宮古市津軽石地先

(3) 漁場の区域 次の点ア、イ及びウの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

ア点 北緯39度35.358分、東経141度56.753分

イ点 北緯39度36.243分、東経141度57.907分

ウ点 北緯39度36.114分、東経141度58.132分

2 関係地区 宮古市津軽石及び赤前

3 条件 刺し網及び流し網を使用してあわび及びうにを採捕してはならない。

公示番号 一共第108号

1 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第一種共同漁業	わかめ漁業	1月1日から12月31日まで
	こんぶ漁業	〃
	まつも漁業	〃
	ひじき漁業	〃
	いわのり漁業	〃
	てんぐさ漁業	〃
	つのまた漁業	〃
	ふのり漁業	〃
	ほんだわら漁業	〃
	ちがいそ漁業	〃
	すじめ漁業	〃
	あわび漁業	〃
	えぞぼら漁業	〃
	くぼがい漁業	〃
	もすそがい漁業	〃
	いがい漁業	〃
	うに漁業	〃
	なまこ漁業	〃
	ほや漁業	〃
えむし漁業	〃	
たこ漁業	〃	

(2) 漁場の位置 宮古市重茂地先

(3) 漁場の区域 次の点ア、イ、ウ、エ、オ、カ及びキの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

ア点 北緯39度37.301分、東経141度59.360分

イ点 北緯39度37.424分、東経141度59.224分

- ウ点 北緯39度39.473分、東経142度0.812分
- エ点 北緯39度39.504分、東経142度1.806分
- オ点 北緯39度37.381分、東経142度2.013分
- カ点 北緯39度36.867分、東経142度2.215分
- キ点 北緯39度36.835分、東経142度1.869分

2 関係地区 宮古市宮古、鉾ヶ崎、臨港通、鉾ヶ崎上町、鉾ヶ崎仲町、鉾ヶ崎下町、蛸の浜町、中里団地、日影町、熊野町、山根町、日立浜町、港町、日の出町、佐原一丁目から四丁目まで、重茂及び音部

3 条件 刺し網及び流し網を使用してあわび及びうにを採捕してはならない。

公示番号 一共第109号

1 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第一種共同漁業	わかめ漁業	1月1日から12月31日まで
	こんぶ漁業	〃
	まつも漁業	〃
	ひじき漁業	〃
	いわのり漁業	〃
	てんぐさ漁業	〃
	つのまた漁業	〃
	ふのり漁業	〃
	ほんだわら漁業	〃
	ちがいそ漁業	〃
	すじめ漁業	〃
	あわび漁業	〃
	えぞぼら漁業	〃
	くぼがい漁業	〃
	もすそがい漁業	〃
	いがい漁業	〃
	うに漁業	〃
	なまこ漁業	〃
	ほや漁業	〃
えむし漁業	〃	
たこ漁業	〃	

(2) 漁場の位置 宮古市重茂及び音部地先

(3) 漁場の区域 次の点ア、イ、ウ、エ、オ及びカの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

- ア点 北緯39度36.835分、東経142度1.869分
- イ点 北緯39度36.867分、東経142度2.215分
- ウ点 北緯39度35.237分、東経142度2.838分
- エ点 北緯39度33.562分、東経142度4.533分

オ点 北緯39度32.833分、東経142度4.616分

カ点 北緯39度32.801分、東経142度4.271分

2 関係地区 宮古市重茂及び音部

3 条件

(1) 一共第108号口開けの際は、本号も同時口開けの上、操業しなければならない。

(2) 刺し網及び流し網を使用してあわび及びうにを採捕してはならない。

公示番号 一共第110号

1 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第一種共同漁業	わかめ漁業	1月1日から12月31日まで
	こんぶ漁業	〃
	まつも漁業	〃
	ひじき漁業	〃
	いわのり漁業	〃
	てんぐさ漁業	〃
	つのまた漁業	〃
	ふのり漁業	〃
	ほんだわら漁業	〃
	あわび漁業	〃
	えぞぼら漁業	〃
	くぼがい漁業	〃
	もすそがい漁業	〃
	いがい漁業	〃
	うに漁業	〃
	なまこ漁業	〃
	ほや漁業	〃
	えむし漁業	〃
たこ漁業	〃	

(2) 漁場の位置 宮古市重茂地先

(3) 漁場の区域 次の点ア、イ、ウ、エ、オ及びカの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

ア点 北緯39度32.801分、東経142度4.271分

イ点 北緯39度32.833分、東経142度4.616分

ウ点 北緯39度31.141分、東経142度3.647分

エ点 北緯39度30.953分、東経142度2.386分

オ点 北緯39度29.695分、東経142度1.421分

カ点 北緯39度30.018分、東経142度0.615分

2 関係地区 宮古市重茂及び音部並びに下閉伊郡山田町大沢、山田、飯岡及び織笠

3 条件 刺し網及び流し網を使用してあわび及びうにを採捕してはならない。

公示番号 一共第111号

1 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第一種共同漁業	わかめ漁業	1月1日から12月31日まで
	こんぶ漁業	〃
	まつも漁業	〃
	ひじき漁業	〃
	いわのり漁業	〃
	てんぐさ漁業	〃
	つのまた漁業	〃
	ふのり漁業	〃
	ほんだわら漁業	〃
	あわび漁業	〃
	えぞぼら漁業	〃
	くぼがい漁業	〃
	もすそがい漁業	〃
	いがい漁業	〃
	あさり漁業	〃
	うに漁業	〃
	なまこ漁業	〃
	ほや漁業	〃
えむし漁業	〃	
たこ漁業	〃	

(2) 漁場の位置 下閉伊郡山田町大沢、山田、織笠及び大浦地先

(3) 漁場の区域 次の点ア、イ、ウ、エ、オ及びカの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

ア点 北緯39度30.018分、東経142度0.615分

イ点 北緯39度29.695分、東経142度1.421分

ウ点 北緯39度29.246分、東経142度3.144分

エ点 北緯39度28.317分、東経142度3.844分

オ点 北緯39度26.301分、東経142度2.906分

カ点 北緯39度26.391分、東経142度2.557分

2 関係地区 下閉伊郡山田町

3 条件 刺し網及び流し網を使用してあわび及びうにを採捕してはならない。

公示番号 一共第112号

1 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
------	-------	------

第一種共同漁業	わかめ漁業	1月1日から12月31日まで
	こんぶ漁業	〃
	まつも漁業	〃
	ひじき漁業	〃
	いわのり漁業	〃
	てんぐさ漁業	〃
	つのまた漁業	〃
	ふのり漁業	〃
	ほんだわら漁業	〃
	あわび漁業	〃
	えぞぼら漁業	〃
	くぼがい漁業	〃
	もすそがい漁業	〃
	いがい漁業	〃
	ほたてがい漁業	〃
	うに漁業	〃
	なまこ漁業	〃
	ほや漁業	〃
えむし漁業	〃	
たこ漁業	〃	

(2) 漁場の位置 下閉伊郡山田町船越地先

(3) 漁場の区域 次の点ア、イ、ウ、エ、オ及びカの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

ア点 北緯39度26.391分、東経142度2.557分

イ点 北緯39度26.301分、東経142度2.906分

ウ点 北緯39度25.356分、東経142度2.923分

エ点 北緯39度23.306分、東経141度59.694分

オ点 北緯39度23.965分、東経141度57.188分

カ点 北緯39度23.968分、東経141度57.168分

2 関係地区 下閉伊郡山田町船越第1地割から第23地割まで

3 条件 刺し網及び流し網を使用してあわび及びうにを採捕してはならない。

公示番号 一共第201号

1 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第一種共同漁業	わかめ漁業	1月1日から12月31日まで
	こんぶ漁業	〃
	まつも漁業	〃
	ひじき漁業	〃
	いわのり漁業	〃

てんぐさ漁業	〃
つのまた漁業	〃
ふのり漁業	〃
ほんだわら漁業	〃
あわび漁業	〃
くぼがい漁業	〃
もすそがい漁業	〃
いがい漁業	〃
あさり漁業	〃
ほっきがい漁業	〃
うに漁業	〃
なまこ漁業	〃
ほや漁業	〃
えむし漁業	〃
たこ漁業	〃

(2) 漁場の位置 上閉伊郡大槌町吉里吉里地先

(3) 漁場の区域 次の点ア、イ、ウ、エ、オ及びカの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

ア点 北緯39度23.968分、東経141度57.168分

イ点 北緯39度23.965分、東経141度57.188分

ウ点 北緯39度23.306分、東経141度59.694分

エ点 北緯39度22.354分、東経141度59.958分

オ点 北緯39度21.764分、東経141度58.369分

カ点 北緯39度21.672分、東経141度57.332分

2 関係地区 上閉伊郡大槌町吉里吉里及び赤浜

3 条件

(1) 漁業権行使に当たり一共第202号及び一共第203号漁業権と同時口開けをしなければならない。

(2) 一共第202号漁場との境界線から二才島最高地点より正東に至る区域内に大槌町（吉里吉里、赤浜及び金沢を除く。）に居住する漁民の入漁を拒むことができない。

(3) 刺し網及び流し網を使用してあわび及びびうにを採捕してはならない。

公示番号 一共第202号

1 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第一種共同漁業	わかめ漁業	1月1日から12月31日まで
	こんぶ漁業	〃
	まつも漁業	〃
	ひじき漁業	〃
	いわのり漁業	〃
	てんぐさ漁業	〃

つのまた漁業	〃
ふのり漁業	〃
ほんだわら漁業	〃
あわび漁業	〃
えぞぼら漁業	〃
くぼがい漁業	〃
もすそがい漁業	〃
いがい漁業	〃
あさり漁業	〃
ほっきがい漁業	〃
うに漁業	〃
なまこ漁業	〃
ほや漁業	〃
えむし漁業	〃
たこ漁業	〃

(2) 漁場の位置 上閉伊郡大槌町及び釜石市鶴住居町地先

(3) 漁場の区域 次の点ア、イ、ウ、エ、オ及びカの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域及びキとクを結ぶ直線から下流の大槌川の区域

ア点 北緯39度21.672分、東経141度57.332分

イ点 北緯39度21.764分、東経141度58.369分

ウ点 北緯39度22.354分、東経141度59.958分

エ点 北緯39度21.491分、東経142度0.199分

オ点 北緯39度21.087分、東経142度0.131分

カ点 北緯39度21.057分、東経141度59.785分

キ点 北緯39度21.408分、東経141度54.676分

ク点 北緯39度21.395分、東経141度54.595分

2 関係地区 上閉伊郡大槌町（吉里吉里及び金沢を除く。）並びに釜石市鶴住居町（第1地割から第5地割まで及び第30地割を除く。）、箱崎町（第4地割及び第13地割を除く。）及び片岸町

3 条件

(1) 漁業権行使に当たり一共第203号及び一共第204号漁業権と同時口開けをしなければならない。

(2) 一共第201号漁場との境界線の沖の点と浪の助南端より東南144メートルの点と、七戻崎正南850メートルの点と、大槌町惣川河口右岸の点と、同点より正南1,180メートルの点を結ぶ五直線の区域内に、大槌町吉里吉里に居住する漁民の入漁を拒むことができない。

(3) 刺し網及び流し網を使用してあわび及びうにを採捕してはならない。

公示番号 一共第203号

1 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第一種共同漁業	わかめ漁業	1月1日から12月31日まで

こんぶ漁業	〃
まつも漁業	〃
ひじき漁業	〃
いわのり漁業	〃
てんぐさ漁業	〃
つのまた漁業	〃
ふのり漁業	〃
ほんだわら漁業	〃
あわび漁業	〃
えぞぼら漁業	〃
くぼがい漁業	〃
もすそがい漁業	〃
いがい漁業	〃
あさり漁業	〃
ほっきがい漁業	〃
うに漁業	〃
なまこ漁業	〃
ほや漁業	〃
えむし漁業	〃
たこ漁業	〃

(2) 漁場の位置 釜石市箱崎町前浜地先

(3) 漁場の区域 次の点ア、イ、ウ及びエの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

ア点 北緯39度21.057分、東経141度59.785分

イ点 北緯39度21.087分、東経142度0.131分

ウ点 北緯39度18.912分、東経141度59.714分

エ点 北緯39度18.784分、東経141度58.214分

2 関係地区 上閉伊郡大槌町（吉里吉里、赤浜及び金沢を除く。）並びに釜石市片岸町、鶴住居町（第1地割から第5地割まで及び第30地割を除く。）、箱崎町及び両石町

3 条件

(1) 漁業権行使に当たり一第202号及び一第204号漁業権と同時口開けをしなければならない。

(2) 刺し網及び流し網を使用してあわび及びうにを採捕してはならない。

公示番号 一第204号

1 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第一種共同漁業	わかめ漁業	1月1日から12月31日まで
	こんぶ漁業	〃
	まつも漁業	〃
	ひじき漁業	〃

いわのり漁業	〃
てんぐさ漁業	〃
つのまた漁業	〃
ふのり漁業	〃
ほんだわら漁業	〃
あわび漁業	〃
えぞぼら漁業	〃
くぼがい漁業	〃
もすそがい漁業	〃
いがい漁業	〃
あさり漁業	〃
ほっきがい漁業	〃
うに漁業	〃
なまこ漁業	〃
ほや漁業	〃
えむし漁業	〃
たこ漁業	〃

(2) 漁場の位置 釜石市箱崎町及び両石町地先

(3) 漁場の区域 次の点ア、イ、ウ及びエの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

ア点 北緯39度18.784分、東経141度58.214分

イ点 北緯39度18.912分、東経141度59.714分

ウ点 北緯39度17.994分、東経141度59.510分

エ点 北緯39度17.543分、東経141度54.256分

2 関係地区 釜石市箱崎町、両石町、鶴住居町（第1地割から第5地割まで及び第30地割を除く。）及び片岸町

3 条件 刺し網及び流し網を使用してあわび及びうにを採捕してはならない。

公示番号 一共第205号

1 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第一種共同漁業	わかめ漁業	1月1日から12月31日まで
	まつも漁業	〃
	ひじき漁業	〃
	いわのり漁業	〃
	てんぐさ漁業	〃
	つのまた漁業	〃
	ふのり漁業	〃
	あわび漁業	〃
	いがい漁業	〃
	ほっきがい漁業	〃

	うに漁業	〃
	なまこ漁業	〃
	ほや漁業	〃
	えむし漁業	〃
	たこ漁業	〃

(2) 漁場の位置 釜石市釜石、平田及び白浜浦地先

(3) 漁場の区域 次の点ア、イ、ウ、エ、オ、カ及びキの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域（次の各点ク、ケ、コ、サ、シ、ス、セ、ソ、タ、チ、ツ、テ、ト、ナ、ニ、ヌ及びクの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域並びに次の点ネ、ノ、ハ及びヒの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域を除く。）並びに釜石市矢の浦橋下流端から下流の甲子川の区域

- ア点 北緯39度17.543分、東経141度54.256分
- イ点 北緯39度17.994分、東経141度59.510分
- ウ点 北緯39度14.976分、東経141度58.872分
- エ点 北緯39度12.270分、東経141度57.262分
- オ点 北緯39度12.325分、東経141度56.005分
- カ点 北緯39度12.920分、東経141度55.786分
- キ点 北緯39度12.980分、東経141度55.670分
- ク点 北緯39度15.861分、東経141度55.342分
- ケ点 北緯39度15.936分、東経141度55.437分
- コ点 北緯39度15.546分、東経141度55.960分
- サ点 北緯39度15.527分、東経141度55.958分
- シ点 北緯39度15.559分、東経141度56.224分
- ス点 北緯39度15.396分、東経141度56.224分
- セ点 北緯39度15.393分、東経141度56.004分
- ソ点 北緯39度15.132分、東経141度56.262分
- タ点 北緯39度15.064分、東経141度56.155分
- チ点 北緯39度15.376分、東経141度55.854分
- ツ点 北緯39度15.395分、東経141度55.853分
- テ点 北緯39度15.368分、東経141度55.516分
- ト点 北緯39度15.468分、東経141度55.244分
- ナ点 北緯39度15.618分、東経141度55.334分
- ニ点 北緯39度15.530分、東経141度55.570分
- ヌ点 北緯39度15.528分、東経141度55.785分
- ネ点 北緯39度16.044分、東経141度53.682分
- ノ点 北緯39度15.976分、東経141度53.861分
- ハ点 北緯39度15.909分、東経141度53.838分
- ヒ点 北緯39度15.973分、東経141度53.569分

2 関係地区 釜石市（鶴住居町、箱崎町、片岸町、両石町及び唐丹町を除く。）

3 条件

(1) 釜石市佐須地区の赤磯と同市唐丹町地先の鯉島の両島を見通した線上にある鯉島周辺の行使については、同市唐丹町に居住する漁民に属するものとする。

(2) 刺し網及び流し網を使用してあわび及びびうにを採捕してはならない。

公示番号 一共第206号

1 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第一種共同漁業	わかめ漁業	1月1日から12月31日まで
	こんぶ漁業	〃
	まつも漁業	〃
	ひじき漁業	〃
	いわのり漁業	〃
	てんぐさ漁業	〃
	つのまた漁業	〃
	ふのり漁業	〃
	あわび漁業	〃
	くぼがい漁業	〃
	もすそがい漁業	〃
	いがい漁業	〃
	あさり漁業	〃
	ほっきがい漁業	〃
	うに漁業	〃
	なまこ漁業	〃
	ほや漁業	〃
えむし漁業	〃	
たこ漁業	〃	

(2) 漁場の位置 釜石市唐丹町地先

(3) 漁場の区域 次の点ア、イ、ウ、エ、オ及びカの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

ア点 北緯39度12.980分、東経141度55.670分

イ点 北緯39度12.920分、東経141度55.786分

ウ点 北緯39度12.325分、東経141度56.005分

エ点 北緯39度10.543分、東経141度55.892分

オ点 北緯39度10.546分、東経141度55.335分

カ点 北緯39度10.648分、東経141度55.289分

2 関係地区 釜石市唐丹町

3 条件

(1) 釜石市佐須地区の赤磯と同市唐丹町地先の鯉島の両島を見通した線上にある鯉島周辺の行使については、同市唐丹町に居住する漁民に属するものとする。

(2) 刺し網及び流し網を使用してあわび及びびうにを採捕してはならない。

公示番号 一共第301号

1 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第一種共同漁業	わかめ漁業	1月1日から12月31日まで
	こんぶ漁業	〃
	まつも漁業	〃
	ひじき漁業	〃
	いわのり漁業	〃
	てんぐさ漁業	〃
	つのまた漁業	〃
	ふのり漁業	〃
	ほんだわら漁業	〃
	あわび漁業	〃
	えぞぼら漁業	〃
	くぼがい漁業	〃
	もすそがい漁業	〃
	いがい漁業	〃
	ほたてがい漁業	〃
	あさり漁業	〃
	かき漁業	〃
	うに漁業	〃
	なまこ漁業	〃
	ほや漁業	〃
えむし漁業	〃	
たこ漁業	〃	

(2) 漁場の位置 大船渡市三陸町吉浜地先

(3) 漁場の区域 次の点ア、イ、ウ、エ、オ、カ及びキの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

ア点 北緯39度10.648分、東経141度55.289分

イ点 北緯39度10.546分、東経141度55.335分

ウ点 北緯39度10.543分、東経141度55.892分

エ点 北緯39度6.311分、東経141度55.969分

オ点 北緯39度7.417分、東経141度54.076分

カ点 北緯39度7.433分、東経141度52.273分

キ点 北緯39度7.411分、東経141度52.239分

2 関係地区 大船渡市三陸町吉浜

3 条件 刺し網及び流し網を使用してあわび及びうにを採捕してはならない。

公示番号 一共第302号

1 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第一種共同漁業	わかめ漁業	1月1日から12月31日まで
	こんぶ漁業	〃
	まつも漁業	〃
	ひじき漁業	〃
	いわのり漁業	〃
	てんぐさ漁業	〃
	つのまた漁業	〃
	ふのり漁業	〃
	ほんだわら漁業	〃
	あわび漁業	〃
	えぞぼら漁業	〃
	くぼがい漁業	〃
	もすそがい漁業	〃
	いがい漁業	〃
	ほたてがい漁業	〃
	あさり漁業	〃
	かき漁業	〃
	うに漁業	〃
	なまこ漁業	〃
	ほや漁業	〃
えむし漁業	〃	
たこ漁業	〃	

(2) 漁場の位置 大船渡市三陸町越喜来及び吉浜地先

(3) 漁場の区域 次の点ア、イ、ウ、エ及びオの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

ア点 北緯39度7.411分、東経141度52.239分

イ点 北緯39度7.433分、東経141度52.273分

ウ点 北緯39度7.417分、東経141度54.076分

エ点 北緯39度6.311分、東経141度55.969分

オ点 北緯39度6.318分、東経141度55.275分

2 関係地区 大船渡市三陸町越喜来及び吉浜

3 条件 刺し網及び流し網を使用してあわび及びうにを採捕してはならない。

公示番号 一共第303号

1 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第一種共同漁業	わかめ漁業	1月1日から12月31日まで
	こんぶ漁業	〃
	まつも漁業	〃

ひじき漁業	〃
いわのり漁業	〃
てんぐさ漁業	〃
つのまた漁業	〃
ふのり漁業	〃
ほんだわら漁業	〃
あわび漁業	〃
えぞぼら漁業	〃
くぼがい漁業	〃
もすそがい漁業	〃
いがい漁業	〃
ほたてがい漁業	〃
あさり漁業	〃
かき漁業	〃
うに漁業	〃
なまこ漁業	〃
ほや漁業	〃
えむし漁業	〃
たこ漁業	〃

(2) 漁場の位置 大船渡市三陸町越喜来地先

(3) 漁場の区域 次の点ア、イ、ウ、エ及びオの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

ア点 北緯39度6.318分、東経141度55.275分

イ点 北緯39度6.311分、東経141度55.969分

ウ点 北緯39度4.475分、東経141度53.911分

エ点 北緯39度4.820分、東経141度52.187分

オ点 北緯39度5.170分、東経141度49.451分

2 関係地区 大船渡市三陸町越喜来

3 条件

(1) 次に掲げる漁場区域及び漁場区域内の漁業については、大船渡市三陸町綾里字砂子浜及び小石浜に居住する漁民の入漁を拒むことができない。

ア 一共第304号漁場の境界から大船渡市三陸町越喜来岡松島までの区域内における「ふのり、つのまた及びいがい」の各漁業を除く他の漁業

イ 大船渡市三陸町越喜来岡松島から同町越喜来鷺の巣崎までの区域内における「ふのり、つのまた、いがい、ほや、あわび、いわのり、まつも及びわかめ」の各漁業を除く他の漁業

ウ 一共第304号漁場の境界から大船渡市三陸町越喜来大塩崎までの区域内における「たこ」漁業

(2) 一共第304号漁場の境界から大船渡市三陸町越喜来岡松島までの区域内において、入漁の認められる漁業について、一共第303号及び一共第304号漁場との境界から同町綾里長磯までの区域内において入漁の認められる同種の漁業と同時口開けをしなければならない。

(3) 刺し網及び流し網を使用してあわび及びうにを採捕してはならない。

1 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第一種共同漁業	わかめ漁業	1月1日から12月31日まで
	こんぶ漁業	〃
	まつも漁業	〃
	ひじき漁業	〃
	いわのり漁業	〃
	てんぐさ漁業	〃
	つのまた漁業	〃
	ふのり漁業	〃
	ほんだわら漁業	〃
	すじめ漁業	〃
	あわび漁業	〃
	えぞぼら漁業	〃
	くぼがい漁業	〃
	もすそがい漁業	〃
	いがい漁業	〃
	あさり漁業	〃
	ほっきがい漁業	〃
	うに漁業	〃
	なまこ漁業	〃
	ほや漁業	〃
えむし漁業	〃	
たこ漁業	〃	

(2) 漁場の位置 大船渡市三陸町綾里地先

(3) 漁場の区域 次の点ア、イ、ウ、エ、オ、カ及びキの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

ア点 北緯39度5.170分、東経141度49.451分

イ点 北緯39度4.820分、東経141度52.187分

ウ点 北緯39度4.475分、東経141度53.911分

エ点 北緯39度0.863分、東経141度51.579分

オ点 北緯39度0.838分、東経141度47.285分

カ点 北緯39度1.991分、東経141度46.252分

キ点 北緯39度2.054分、東経141度46.240分

2 関係地区 大船渡市三陸町綾里

3 条件

(1) 一共第303号漁場の境界から大船渡市三陸町綾里長磯までの区域内における「ふのり、つのまた及びいがい」の各漁業を除く他の漁業に限って同町越喜来鬼沢、上甫嶺及び下甫嶺に居住する漁民の入漁を拒むことができない。

(2) 一共第303号漁場の境界から大船渡市三陸町綾里長磯までの区域内において、入漁の認められる漁業については、一共第

303号及び一第304号漁場との境界から同町越喜来岡松島までの区域内において入漁の認められる同種の漁業と同時口開けをしなければならない。

(3) 刺し網及び流し網を使用してあわび及びうにを採捕してはならない。

公示番号 一第305号

1 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第一種共同漁業	わかめ漁業	1月1日から12月31日まで
	こんぶ漁業	〃
	まつも漁業	〃
	ひじき漁業	〃
	いわのり漁業	〃
	てんぐさ漁業	〃
	つのまた漁業	〃
	ふのり漁業	〃
	あわび漁業	〃
	えぞぼら漁業	〃
	くぼがい漁業	〃
	もすそがい漁業	〃
	いがい漁業	〃
	ほたてがい漁業	〃
	あかざらがい漁業	〃
	あさり漁業	〃
	かき漁業	〃
	うに漁業	〃
	なまこ漁業	〃
	ほや漁業	〃
えむし漁業	〃	
たこ漁業	〃	

(2) 漁場の位置 大船渡市赤崎町地先

(3) 漁場の区域 次の点ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ及びクの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

- ア点 北緯39度2.054分、東経141度46.240分
- イ点 北緯39度1.991分、東経141度46.252分
- ウ点 北緯39度0.838分、東経141度47.285分
- エ点 北緯39度0.293分、東経141度45.672分
- オ点 北緯39度0.487分、東経141度45.072分
- カ点 北緯39度1.279分、東経141度43.603分
- キ点 北緯39度1.657分、東経141度43.191分

ク点 北緯 39 度 1.707 分 東経 141 度 43.675 分

2 関係地区 大船渡市赤崎町

3 条件 刺し網及び流し網を使用してあわび、うにを採捕してはならない。

公示番号 一共第 306 号

1 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第一種共同漁業	わかめ漁業	1月1日から12月31日まで
	こんぶ漁業	〃
	まつも漁業	〃
	ひじき漁業	〃
	いわのり漁業	〃
	てんぐさ漁業	〃
	つのまた漁業	〃
	ふのり漁業	〃
	あわび漁業	〃
	もすそがい漁業	〃
	いがい漁業	〃
	ほたてがい漁業	〃
	あかざらがい漁業	〃
	あかがい漁業	〃
	あさり漁業	〃
	こだまがい漁業	〃
	ほっきがい漁業	〃
	かき漁業	〃
	うに漁業	〃
	なまこ漁業	〃
ほや漁業	〃	
えむし漁業	〃	
たこ漁業	〃	

(2) 漁場の位置 大船渡市大船渡町及び赤崎町地先

(3) 漁場の区域 次の点アとイを結ぶ直線と同線以北の最大高潮時海岸線とによって囲まれた大船渡湾の区域（次の点ウとエを直線で結ぶ永浜浦の区域及び点エ、オ、カ、キ、ク、ケ、コ、サ、シ、ス、セ、ソ、タ、チ、ツ、テ、ト、ナ、ニ、ヌ、ネ、ノ、ハ及びヒの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域を除く。）並びに大船渡市川口橋下流端から下流の盛川の区域

ア点 北緯 39 度 1.707 分 東経 141 度 43.675 分

イ点 北緯 39 度 1.606 分 東経 141 度 42.704 分

ウ点 北緯 39 度 2.920 分 東経 141 度 44.166 分

エ点 北緯 39 度 3.054 分 東経 141 度 44.088 分

- オ点 北緯39度3.030分、東経141度44.037分
- カ点 北緯39度3.029分、東経141度44.001分
- キ点 北緯39度3.186分、東経141度43.949分
- ク点 北緯39度3.194分、東経141度43.952分
- ケ点 北緯39度3.194分、東経141度43.970分
- コ点 北緯39度3.317分、東経141度44.014分
- サ点 北緯39度3.318分、東経141度44.005分
- シ点 北緯39度3.475分、東経141度44.059分
- ス点 北緯39度3.475分、東経141度44.059分
- セ点 北緯39度3.652分、東経141度44.125分
- ソ点 北緯39度3.651分、東経141度44.125分
- タ点 北緯39度3.742分、東経141度44.158分
- チ点 北緯39度3.742分、東経141度44.164分
- ツ点 北緯39度3.845分、東経141度44.140分
- テ点 北緯39度3.855分、東経141度44.147分
- ト点 北緯39度3.852分、東経141度44.153分
- ナ点 北緯39度3.844分、東経141度44.147分
- ニ点 北緯39度3.742分、東経141度44.170分
- ヌ点 北緯39度3.748分、東経141度44.263分
- ネ点 北緯39度3.770分、東経141度44.288分
- ノ点 北緯39度3.763分、東経141度44.299分
- ハ点 北緯39度3.760分、東経141度44.305分
- ヒ点 北緯39度3.758分、東経141度44.318分

2 関係地区 大船渡市大船渡町及び赤崎町

3 条件 刺し網及び流し網を使用してあわび及びうにを採捕してはならない。

公示番号 一共第307号

1 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第一種共同漁業	わかめ漁業	1月1日から12月31日まで
	こんぶ漁業	〃
	まつも漁業	〃
	ひじき漁業	〃
	いわのり漁業	〃
	てんぐさ漁業	〃
	つのまた漁業	〃
	ふのり漁業	〃
	あわび漁業	〃
	えぞぼら漁業	〃

くぼがい漁業	〃
もすそがい漁業	〃
いがい漁業	〃
ほたてがい漁業	〃
あかざらがい漁業	〃
あさり漁業	〃
かき漁業	〃
うに漁業	〃
なまこ漁業	〃
ほや漁業	〃
えむし漁業	〃
たこ漁業	〃

(2) 漁場の位置 大船渡市末崎町地先

(3) 漁場の区域 次の点ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ及びクの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

ア点 北緯39度1.606分、東経141度42.704分

イ点 北緯39度1.657分、東経141度43.191分

ウ点 北緯39度1.279分、東経141度43.603分

エ点 北緯39度0.487分、東経141度45.072分

オ点 北緯39度0.293分、東経141度45.672分

カ点 北緯38度57.864分、東経141度45.627分

キ点 北緯38度59.120分、東経141度43.192分

ク点 北緯38度59.230分、東経141度42.802分

2 関係地区 大船渡市末崎町

3 条件

(1) ア点とイ点を結ぶ直線上にある岩礁の行使は、大船渡市大船渡町に居住する漁民に属するものとする。

(2) 刺し網及び流し網を使用してあわび及びうにを採捕してはならない。

公示番号 一第308号

1 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第一種共同漁業	わかめ漁業	1月1日から12月31日まで
	こんぶ漁業	〃
	まつも漁業	〃
	ひじき漁業	〃
	いわのり漁業	〃
	てんぐさ漁業	〃
	つのまた漁業	〃
	ふのり漁業	〃

あわび漁業	〃
えぞぼら漁業	〃
くぼがい漁業	〃
もすそがい漁業	〃
いがい漁業	〃
かき漁業	〃
うに漁業	〃
なまこ漁業	〃
ほや漁業	〃
えむし漁業	〃
たこ漁業	〃

(2) 漁場の位置 陸前高田市小友町地先

(3) 漁場の区域 次の点ア、イ、ウ、エ及びオの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

ア点 北緯38度59.230分、東経141度42.802分

イ点 北緯38度59.120分、東経141度43.192分

ウ点 北緯38度57.864分、東経141度45.627分

エ点 北緯38度56.803分、東経141度45.718分

オ点 北緯38度59.072分、東経141度42.565分

2 関係地区 陸前高田市小友町

3 条件 刺し網及び流し網を使用してあわび及びうにを採捕してはならない。

公示番号 一共第309号

1 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第一種共同漁業	わかめ漁業	1月1日から12月31日まで
	こんぶ漁業	〃
	まつも漁業	〃
	ひじき漁業	〃
	いわのり漁業	〃
	てんぐさ漁業	〃
	つのまた漁業	〃
	ふのり漁業	〃
	あわび漁業	〃
	えぞぼら漁業	〃
	くぼがい漁業	〃
	もすそがい漁業	〃
	いがい漁業	〃
	あさり漁業	〃
	こたまがい漁業	〃

ほっきがい漁業	〃
うに漁業	〃
なまこ漁業	〃
ほや漁業	〃
えむし漁業	〃
たこ漁業	〃

(2) 漁場の位置 陸前高田市広田町地先

(3) 漁場の区域 次の点ア、イ、ウ、エ、オ及びカの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

ア点 北緯38度59.072分、東経141度42.565分

イ点 北緯38度56.803分、東経141度45.718分

ウ点 北緯38度53.592分、東経141度41.854分

エ点 北緯38度55.635分、東経141度40.702分

オ点 北緯38度58.312分、東経141度39.108分

カ点 北緯38度58.810分、東経141度40.097分

2 関係地区 陸前高田市広田町

3 条件

(1) 一共第308号漁場の境界から陸前高田市広田町地先有松島までの区域内における「あわび、なまこ、たこ及びほや」の各漁業については、同市小友町只出に居住する漁民の入漁を拒むことができない。

(2) 刺し網及び流し網を使用してあわび及びうにを採捕してはならない。

公示番号 一共第310号

1 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第一種共同漁業	わかめ漁業	1月1日から12月31日まで
	こんぶ漁業	〃
	まつも漁業	〃
	ひじき漁業	〃
	いわのり漁業	〃
	てんぐさ漁業	〃
	ふのり漁業	〃
	ほんだわら漁業	〃
	あわび漁業	〃
	えぞぼら漁業	〃
	くぼがい漁業	〃
	もすそがい漁業	〃
	いがい漁業	〃
	あさり漁業	〃
こたまがい漁業	〃	
ほっきがい漁業	〃	

うに漁業	〃
なまこ漁業	〃
ほや漁業	〃
えむし漁業	〃
たこ漁業	〃

(2) 漁場の位置 陸前高田市小友町、米崎町、高田町及び気仙町地先

(3) 漁場の区域 次の点ア、イ及びウの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域並びに次の点エとオを結んだ線から下流の気仙川の区域

ア点 北緯38度58.810分、東経141度40.097分

イ点 北緯38度58.312分、東経141度39.108分

ウ点 北緯38度58.247分、東経141度37.899分

エ点 北緯39度0.102分、東経141度37.467分

オ点 北緯39度0.005分、東経141度37.385分

2 関係地区 陸前高田市小友町、米崎町、高田町及び気仙町

3 条件 刺し網及び流し網を使用してあわび及びうにを採捕してはならない。

公示番号 二共第1号

1 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第二種共同漁業	あいなめいかり止底刺し網漁業	1月1日から12月31日まで
	そいいかり止底刺し網漁業	〃
	すずきいかり止底刺し網漁業	〃
	かれいいかり止底刺し網漁業	〃
	めばるいかり止底刺し網漁業	〃
	たらいかり止底刺し網漁業	〃
	ひらめいかり止底刺し網漁業	〃
	雑魚磯建網（たが網を含む。）漁業	3月1日から翌年2月末日まで

(2) 漁場の位置 九戸郡洋野町、久慈市及び九戸郡野田村地先

(3) 漁場の区域 次の点ア、イ、ウ、エ、オ及びカの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域（次の点キ、ク、ケ、コ、サ、シ、ス、セ、ソ、タ、チ、ツ、テ、ト、ナ、ニ、ヌ、ネ、ノ、ハ、ヒ、フ、ヘ、ホ、マ、ミ及びムの各点を順次に結んだ線並びにメ、モ、ヤ、ユ、ヨ、ヒ、ハ、ラ、リ、ル、レ及びロの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域を除く。）

ア点 北緯40度27.013分、東経141度40.925分

イ点 北緯40度27.867分、東経141度44.281分

ウ点 北緯40度18.551分、東経141度50.315分

エ点 北緯40度8.730分、東経141度55.398分

オ点 北緯40度4.651分、東経141度55.218分

カ点 北緯40度3.317分、東経141度51.373分

キ点 北緯40度13.287分、東経141度49.093分
ク点 北緯40度13.258分、東経141度49.113分
ケ点 北緯40度13.187分、東経141度49.123分
コ点 北緯40度13.168分、東経141度49.103分
サ点 北緯40度12.278分、東経141度49.930分
シ点 北緯40度12.278分、東経141度50.180分
ス点 北緯40度11.859分、東経141度50.172分
セ点 北緯40度11.532分、東経141度50.566分
ソ点 北緯40度11.534分、東経141度50.579分
タ点 北緯40度12.985分、東経141度50.056分
チ点 北緯40度12.998分、東経141度50.125分
ツ点 北緯40度11.528分、東経141度50.653分
テ点 北緯40度11.528分、東経141度50.955分
ト点 北緯40度11.339分、東経141度50.953分
ナ点 北緯40度11.342分、東経141度50.666分
ニ点 北緯40度10.774分、東経141度50.229分
ヌ点 北緯40度10.808分、東経141度50.165分
ネ点 北緯40度11.341分、東経141度50.576分
ノ点 北緯40度11.319分、東経141度50.048分
ハ点 北緯40度11.339分、東経141度50.053分
ヒ点 北緯40度11.381分、東経141度49.805分
フ点 北緯40度11.445分、東経141度49.984分
ヘ点 北緯40度12.179分、東経141度49.500分
ホ点 北緯40度12.185分、東経141度49.059分
マ点 北緯40度12.664分、東経141度48.281分
ミ点 北緯40度12.552分、東経141度48.157分
ム点 北緯40度12.518分、東経141度48.103分
メ点 北緯40度12.117分、東経141度47.887分
モ点 北緯40度12.114分、東経141度48.379分
ヤ点 北緯40度11.935分、東経141度48.376分
ユ点 北緯40度11.603分、東経141度48.612分
ヨ点 北緯40度11.381分、東経141度49.805分
ラ点 北緯40度11.339分、東経141度50.053分
リ点 北緯40度11.133分、東経141度50.045分
ル点 北緯40度11.063分、東経141度49.147分
レ点 北緯40度11.186分、東経141度48.321分
ロ点 北緯40度11.151分、東経141度48.322分

2 関係地区 九戸郡洋野町、久慈市及び九戸郡野田村

3 条件

(1) いかり止底刺し網漁業

ア 統数は、852箇統以内とする。

イ 敷設する刺し網の幅（仕立て上がりで沈子網から浮子網までの高さをいう。）は、5メートル以下にしなければならない。
また、沈子網は、海底に着けなければならない。

(2) 磯建網漁業（たが網漁業を含む。）

ア 統数は、3月1日から8月31日までの間は27箇統以内、9月1日から翌年2月末日までの間は27箇統以内とする。

イ 漁具の敷設は、最大高潮時において、身網の設置される場所の最深部が水深15メートル以下に、垣網の岸側端から身網の沖側端までの長さが50メートル以下に、身網の左側端から右側端までの長さが50メートル以下にしなければならない。

ウ 毎年4月1日から5月31日までの期間中は、魚捕部の網目は4.3センチメートル（8節）以上の大きさにしなければならない。

エ キ点と次のワ点とを結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域内では、磯建網漁業（たが網漁業を含む。）を操業してはならない。

ワ点 北緯40度10.997分、東経141度48.867分

公示番号 二共第101号

1 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第二種共同漁業	あいなめいかり止底刺し網漁業	1月1日から12月31日まで
	そいはいかり止底刺し網漁業	〃
	すずきいかり止底刺し網漁業	〃
	かれいはいかり止底刺し網漁業	〃
	めばるいかり止底刺し網漁業	〃
	たらいかり止底刺し網漁業	〃
	ひらめいかり止底刺し網漁業	〃
	雑魚磯建網（たが網を含む。）漁業	3月1日から翌年2月末日まで

(2) 漁場の位置 下閉伊郡普代村、田野畑村及び岩泉町地先

(3) 漁場の区域 次の点ア、イ、ウ、エ、オ、カ及びキの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域（次の点ク、ケ、コ、サ、シ及びスの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域を除く。）

ア点 北緯40度3.317分、東経141度51.373分

イ点 北緯40度4.651分、東経141度55.218分

ウ点 北緯40度1.012分、東経141度56.577分

エ点 北緯39度58.998分、東経141度58.182分

オ点 北緯39度50.161分、東経141度59.765分

カ点 北緯39度49.861分、東経141度58.788分

キ点 北緯39度49.827分、東経141度58.645分

ク点 北緯39度50.984分、東経141度58.367分

ケ点 北緯39度50.982分、東経141度58.484分

コ点 北緯39度50.946分、東経141度58.684分

サ点 北緯39度50.734分、東経141度58.895分

シ点 北緯39度50.715分、東経141度58.863分

ス点 北緯39度50.711分、東経141度58.706分

2 関係地区 下閉伊郡普代村、田野畑村及び岩泉町

3 条件

(1) いかり止底刺し網漁業

ア 統数は、175箇統以内とする。

イ 敷設する刺し網の幅（仕立て上がりで沈子網から浮子網までの高さをいう。）は、5メートル以下にしなければならない。また、沈子網は、海底に着けなければならない。

(2) 磯建網漁業（たが網漁業を含む。）

ア 統数は、3月1日から8月31日までの間は30箇統以内、9月1日から翌年2月末日までの間は21箇統以内とする。

イ 漁具の敷設は、最大高潮時において、身網の設置される場所の最深部が水深15メートル以下に、垣網の岸側端から身網の沖側端までの長さが50メートル以下に、身網の左側端から右側端までの長さが50メートル以下にしなければならない。

ウ 毎年4月1日から5月31日までの期間中は、魚捕部の網目は4.3センチメートル（8節）以上の大きさにしなければならない。

公示番号 二共第102号

1 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第二種共同漁業	あいなめいかり止底刺し網漁業	1月1日から12月31日まで
	そいいかり止底刺し網漁業	〃
	すずきいかり止底刺し網漁業	〃
	かれいいかり止底刺し網漁業	〃
	めばるいかり止底刺し網漁業	〃
	たらいかり止底刺し網漁業	〃
	ひらめいかり止底刺し網漁業	〃
	雑魚磯建網（たが網を含む。）漁業	3月1日から翌年2月末日まで

(2) 漁場の位置 宮古市地先

(3) 漁場の区域 次の点ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ、コ、サ、シ及びスの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域（次の点セ、ソ、タ、チ及びセの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域とツ、テ、ト、ナ、ニ、ヌ、ネ及びノの各点を順次に結んだ線並びにハ、ヒ、フ、ヘ、ホ、マ、ミ、ム、メ、モ、ヤ、ユ、ヨ、ラ、リ、ル、レ、ロ、ワ、ン、ア'、イ'、ウ'及びエ'の各点を順次に結んだ線並びにオ'、カ'、キ'、ク'、ケ'、コ'、サ'、シ'及びス'の各点を順次に結んだ線並びにセ'、ソ'、タ'、チ'、ツ'、テ'、ト'、ナ'、ニ'、ヌ'、ネ'、ノ'、ハ'、ヒ'及びフ'の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域とへ'、ホ'、マ'、ミ'、ム'及びへ'の各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域を除く。）並びに宮古市宮古橋上流端から下流の閉伊川の区域

ア点 北緯39度49.827分、東経141度58.645分

イ点 北緯39度49.861分、東経141度58.788分

ウ点 北緯39度50.161分、東経141度59.765分

エ点 北緯39度46.695分、東経142度0.968分

オ点 北緯39度45.196分、東経142度0.884分

カ点 北緯39度41.174分、東経142度0.130分

キ点 北緯39度39.381分、東経142度2.560分
ク点 北緯39度33.594分、東経142度4.879分
ケ点 北緯39度32.865分、東経142度4.962分
コ点 北緯39度30.956分、東経142度3.901分
サ点 北緯39度29.315分、東経142度2.880分
シ点 北緯39度29.521分、東経142度1.854分
ス点 北緯39度30.018分、東経142度0.615分
セ点 北緯39度38.630分、東経141度58.780分
ソ点 北緯39度38.299分、東経141度59.022分
タ点 北緯39度38.274分、東経141度58.967分
チ点 北緯39度38.605分、東経141度58.725分
ツ点 北緯39度38.360分、東経141度58.341分
テ点 北緯39度38.334分、東経141度58.443分
ト点 北緯39度38.374分、東経141度58.504分
ナ点 北緯39度38.352分、東経141度58.527分
ニ点 北緯39度38.316分、東経141度58.475分
ヌ点 北緯39度38.265分、東経141度58.460分
ネ点 北緯39度38.294分、東経141度58.262分
ノ点 北緯39度38.300分、東経141度58.256分
ハ点 北緯39度38.314分、東経141度57.833分
ヒ点 北緯39度38.274分、東経141度58.129分
フ点 北緯39度38.154分、東経141度58.206分
ヘ点 北緯39度38.136分、東経141度58.265分
ホ点 北緯39度37.858分、東経141度58.487分
マ点 北緯39度37.724分、東経141度58.651分
ミ点 北緯39度37.705分、東経141度58.630分
ム点 北緯39度37.681分、東経141度58.665分
メ点 北緯39度37.514分、東経141度58.698分
モ点 北緯39度37.605分、東経141度58.791分
ヤ点 北緯39度37.548分、東経141度58.797分
ユ点 北緯39度37.472分、東経141度58.783分
ヨ点 北緯39度37.413分、東経141度58.764分
ラ点 北緯39度37.369分、東経141度58.762分
リ点 北緯39度36.997分、東経141度58.386分
ル点 北緯39度37.018分、東経141度58.135分
レ点 北緯39度37.153分、東経141度58.095分
ロ点 北緯39度37.130分、東経141度58.074分
ワ点 北緯39度37.124分、東経141度58.053分
ン点 北緯39度37.309分、東経141度57.989分
ア'点 北緯39度37.320分、東経141度57.968分
イ'点 北緯39度37.388分、東経141度57.958分

ウ' 点 北緯39度37.429分、東経141度57.908分
エ' 点 北緯39度37.439分、東経141度57.918分
オ' 点 北緯39度36.331分、東経141度57.322分
カ' 点 北緯39度36.257分、東経141度57.474分
キ' 点 北緯39度36.054分、東経141度57.243分
ク' 点 北緯39度36.002分、東経141度57.315分
ケ' 点 北緯39度36.006分、東経141度57.349分
コ' 点 北緯39度35.950分、東経141度57.284分
サ' 点 北緯39度36.007分、東経141度57.201分
シ' 点 北緯39度35.865分、東経141度57.045分
ス' 点 北緯39度35.982分、東経141度56.832分
セ' 点 北緯39度37.385分、東経141度57.795分
ソ' 点 北緯39度37.371分、東経141度57.859分
タ' 点 北緯39度37.121分、東経141度57.947分
チ' 点 北緯39度37.161分、東経141度58.018分
ツ' 点 北緯39度37.152分、東経141度58.026分
テ' 点 北緯39度37.143分、東経141度58.019分
ト' 点 北緯39度37.140分、東経141度58.019分
ナ' 点 北緯39度37.134分、東経141度58.023分
ニ' 点 北緯39度37.131分、東経141度58.019分
ヌ' 点 北緯39度37.080分、東経141度58.020分
ネ' 点 北緯39度37.078分、東経141度58.032分
ノ' 点 北緯39度37.047分、東経141度58.039分
ハ' 点 北緯39度36.989分、東経141度57.962分
ヒ' 点 北緯39度36.989分、東経141度57.941分
フ' 点 北緯39度37.089分、東経141度57.939分
ヘ' 点 北緯39度37.133分、東経141度58.076分
ホ' 点 北緯39度37.108分、東経141度58.092分
マ' 点 北緯39度37.097分、東経141度58.066分
ミ' 点 北緯39度37.124分、東経141度58.053分
ム' 点 北緯39度37.130分、東経141度58.074分

2 関係地区 宮古市

3 条件

(1) いかり止底刺し網漁業

ア 統数は、422箇統以内とする。

イ 敷設する刺し網の幅（仕立て上がりで沈子網から浮子網までの高さをいう。）は、5メートル以下にしなければならない。また、沈子網は、海底に着けなければならない。

ウ 宮古市宮古橋上流端から下流の閉伊川の区域内では、いかり止底刺し網漁業を操業してはならない。

(2) 磯建網漁業（たが網漁業を含む。）

ア 統数は、3月1日から8月31日までの間は69箇統以内、9月1日から翌年2月末日までの間は38箇統以内とする。

イ 漁具の敷設は、最大高潮時において、身網の設置される場所の最深部が水深15メートル以下に、垣網の岸側端から身網の

沖側端までの長さが50メートル以下に、身網の左側端と右側端の長さが50メートル以下にしなければならない。

ウ 毎年4月1日から5月31日までの期間中は、魚捕部の網目は4.3センチメートル（8節）以上の大きさにしなければならない。

公示番号 二共第103号

1 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第二種共同漁業	あいなめいかり止底刺し網漁業	1月1日から12月31日まで
	そいいかり止底刺し網漁業	〃
	すずきいかり止底刺し網漁業	〃
	かれいいかり止底刺し網漁業	〃
	めばるいかり止底刺し網漁業	〃
	たらいかり止底刺し網漁業	〃
	ひらめいかり止底刺し網漁業	〃
	雑魚磯建網（たが網を含む。）漁業	3月1日から翌年2月末日まで

(2) 漁場の位置 下閉伊郡山田町地先

(3) 漁場の区域 次の点ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ及びクの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

ア点 北緯39度30.018分、東経142度0.615分

イ点 北緯39度29.521分、東経142度1.854分

ウ点 北緯39度29.315分、東経142度2.879分

エ点 北緯39度28.360分、東経142度4.328分

オ点 北緯39度25.207分、東経142度3.214分

カ点 北緯39度23.272分、東経141度59.826分

キ点 北緯39度23.965分、東経141度57.188分

ク点 北緯39度23.968分、東経141度57.168分

2 関係地区 下閉伊郡山田町

3 条件

(1) いかり止底刺し網漁業

ア 統数は、5箇統以内とする。

イ 敷設する刺し網の幅（仕立て上がりで沈子網から浮子網までの高さをいう。）は、5メートル以下にしなければならない。また、沈子網は、海底に着けなければならない。

(2) 磯建網漁業（たが網漁業を含む。）

ア 統数は、3月1日から8月31日までの間は16箇統以内、9月1日から翌年2月末日までの間は16箇統以内とする。

イ 漁具の敷設は、最大高潮時において、身網の設置される場所の最深部が水深20メートル以下に、海岸線並びに垣網の岸側端から身網の沖側端までの長さが50メートル以下に、身網の左側端から右側端までの長さが50メートル以下にしなければならない。

ウ 毎年4月1日から5月31日までの期間中は、魚捕部の網目は4.3センチメートル（8節）以上の大きさにしなければならない。

1 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第二種共同漁業	あいなめいかり止底刺し網漁業	1月1日から12月31日まで
	そいいかり止底刺し網漁業	〃
	すずきいかり止底刺し網漁業	〃
	かれいいかり止底刺し網漁業	〃
	めばるいかり止底刺し網漁業	〃
	たらいかり止底刺し網漁業	〃
	ひらめいかり止底刺し網漁業	〃
	雑魚磯建網（たが網を含む。）漁業	3月1日から翌年2月末日まで

(2) 漁場の位置 上閉伊郡大槌町及び釜石市地先

(3) 漁場の区域 次の点ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ及びクの各点を順次に結んだ線と最大高潮時岸線とによって囲まれた区域（次の点ケ、コ、サ、シ、ス、セ、ソ、タ、チ、ツ、テ、ト、ナ、ニ、ヌ、ネ及びケの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域並びに次の点のノ、ハ、ヒ及びフの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域を除く。）並びにへとホを結ぶ直線から下流の大槌川の区域及び釜石市矢の浦橋下流端から下流の甲子川の区域

- ア点 北緯39度23.968分、東経141度57.168分
- イ点 北緯39度23.965分、東経141度57.188分
- ウ点 北緯39度23.272分、東経141度59.826分
- エ点 北緯39度21.117分、東経142度0.476分
- オ点 北緯39度15.005分、東経141度59.217分
- カ点 北緯39度10.543分、東経141度55.892分
- キ点 北緯39度10.546分、東経141度55.335分
- ク点 北緯39度10.648分、東経141度55.289分
- ケ点 北緯39度15.861分、東経141度55.342分
- コ点 北緯39度15.936分、東経141度55.437分
- サ点 北緯39度15.546分、東経141度55.960分
- シ点 北緯39度15.527分、東経141度55.958分
- ス点 北緯39度15.559分、東経141度56.224分
- セ点 北緯39度15.396分、東経141度56.224分
- ソ点 北緯39度15.393分、東経141度56.004分
- タ点 北緯39度15.132分、東経141度56.262分
- チ点 北緯39度15.064分、東経141度56.155分
- ツ点 北緯39度15.376分、東経141度55.854分
- テ点 北緯39度15.395分、東経141度55.853分
- ト点 北緯39度15.368分、東経141度55.516分
- ナ点 北緯39度15.468分、東経141度55.244分
- ニ点 北緯39度15.618分、東経141度55.334分

- ヌ点 北緯39度15.530分、東経141度55.570分
- ネ点 北緯39度15.528分、東経141度55.785分
- ノ点 北緯39度16.044分、東経141度53.682分
- ハ点 北緯39度15.976分、東経141度53.861分
- ヒ点 北緯39度15.909分、東経141度53.838分
- フ点 北緯39度15.973分、東経141度53.569分
- ヘ点 北緯39度21.408分、東経141度54.676分
- ホ点 北緯39度21.395分、東経141度54.595分

2 関係地区 上閉伊郡大槌町及び釜石市

3 条件

(1) いかり止底刺し網漁業

ア 統数は、400箇統以内とする。

イ 敷設する刺し網の幅(仕立て上がりで沈子網から浮子網までの高さをいう。)は、5メートル以下にしなければならない。また、沈子網は、海底に着けなければならない。

(2) 磯建網漁業(たが網漁業を含む。)

ア 統数は、3月1日から8月31日までの間は86箇統以内、9月1日から翌年2月末日までの間は76箇統以内とする。

イ 漁具の敷設は、最大高潮時において、身網の設置される場所の最深部が水深20メートル以下に、海岸線及び垣網の岸側端から身網の沖側端までの長さが50メートル以下に、身網の左側端から右側端までの長さが50メートル以下にしなければならない。

ウ 毎年4月1日から5月31日までの期間中は、魚捕部の網目は4.3センチメートル(8節)以上の大きさにしなければならない。

公示番号 二共第301号

1 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第二種共同漁業	あいなめいかり止底刺し網漁業	1月1日から12月31日まで
	そいいかり止底刺し網漁業	〃
	すずきいかり止底刺し網漁業	〃
	かれいいかり止底刺し網漁業	〃
	めばるいかり止底刺し網漁業	〃
	たらいかり止底刺し網漁業	〃
	ひらめいかり止底刺し網漁業	〃
	雑魚磯建網(たが網を含む。)漁業	3月1日から翌年2月末日まで

(2) 漁場の位置 大船渡市三陸町吉浜地先

(3) 漁場の区域 次の点ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ及びクの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

- ア点 北緯39度10.648分、東経141度55.289分
- イ点 北緯39度10.546分、東経141度55.335分
- ウ点 北緯39度10.543分、東経141度55.892分

- エ点 北緯39度6.308分、東経141度56.315分
- オ点 北緯39度6.311分、東経141度55.969分
- カ点 北緯39度7.417分、東経141度54.076分
- キ点 北緯39度7.433分、東経141度52.273分
- ク点 北緯39度7.411分、東経141度52.239分

2 関係地区 大船渡市三陸町吉浜

3 条件

(1) いかり止底刺し網漁業

ア 統数は、50箇統以内とする。

イ 敷設する刺し網の幅（仕立て上がりで沈子網から浮子網までの高さをいう。）は、5メートル以下にしなければならない。また、沈子網は、海底に着けなければならない。

(2) 磯建網漁業（たが網漁業を含む。）

ア 統数は、3月1日から8月31日までの間は21箇統以内、9月1日から翌年2月末日までの間は16箇統以内とする。

イ 漁具の敷設は、最大高潮時において、身網の設置される場所の最深部が水深20メートル以下に、海岸線及び垣網の岸側端から身網の沖側端までの長さが50メートル以下に、身網の左側端から右側端までの長さが50メートル以下にしなければならない。

ウ 毎年4月1日から5月31日までの期間中は、魚捕部の網目は4.3センチメートル（8節）以上の大きさにしなければならない。

公示番号 二共第302号

1 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第二種共同漁業	あいなめいかり止底刺し網漁業	1月1日から12月31日まで
	そいかり止底刺し網漁業	〃
	すずきいかり止底刺し網漁業	〃
	かれいかり止底刺し網漁業	〃
	めばるいかり止底刺し網漁業	〃
	たらいかり止底刺し網漁業	〃
	ひらめいかり止底刺し網漁業	〃
	雑魚磯建網（たが網を含む。）漁業	3月1日から翌年2月末日まで

(2) 漁場の位置 大船渡市三陸町越喜来及び吉浜地先

(3) 漁場の区域 次の点ア、イ、ウ、エ及びオの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

- ア点 北緯39度7.411分、東経141度52.239分
- イ点 北緯39度7.433分、東経141度52.273分
- ウ点 北緯39度7.417分、東経141度54.076分
- エ点 北緯39度6.311分、東経141度55.969分
- オ点 北緯39度6.318分、東経141度55.275分

2 関係地区 大船渡市三陸町越喜来及び吉浜

3 条件

(1) いかり止底刺し網漁業

ア 統数は、100箇統以内とする。

イ 敷設する刺し網の幅（仕立て上がりで沈子網から浮子網までの高さをいう。）は、5メートル以下にしなければならない。また、沈子網は、海底に着けなければならない。

(2) 磯建網漁業（たが網漁業を含む。）

ア 統数は、3月1日から8月31日までの間は10箇統以内、9月1日から翌年2月末日までの間は8箇統以内とする。

イ 漁具の敷設は、最大高潮時において、身網の設置される場所の最深部が水深20メートル以下に、海岸線及び垣網の岸側端から身網の沖側端までの長さが50メートル以下に、身網の左側端から右側端までの長さが50メートル以下にしなければならない。

ウ 毎年4月1日から5月31日までの期間中は、魚捕部の網目は4.3センチメートル（8節）以上の大きさにしなければならない。

公示番号 二共第303号

1 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第二種共同漁業	あいなめいかり止底刺し網漁業	1月1日から12月31日まで
	そいいかり止底刺し網漁業	〃
	すずさいかり止底刺し網漁業	〃
	かれいいかり止底刺し網漁業	〃
	めばるいかり止底刺し網漁業	〃
	たらいかり止底刺し網漁業	〃
	ひらめいかり止底刺し網漁業	〃
	雑魚磯建網（たが網を含む。）漁業	3月1日から翌年2月末日まで

(2) 漁場の位置 大船渡市三陸町越喜来地先

(3) 漁場の区域 次の点ア、イ、ウ、エ、オ及びカの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

ア点 北緯39度6.318分、東経141度55.275分

イ点 北緯39度6.308分、東経141度56.315分

ウ点 北緯39度4.405分、東経141度54.261分

エ点 北緯39度4.475分、東経141度53.911分

オ点 北緯39度4.820分、東経141度52.188分

カ点 北緯39度5.170分、東経141度49.451分

2 関係地区 大船渡市三陸町越喜来

3 条件

(1) いかり止底刺し網漁業

ア 統数は、100箇統以内とする。

イ 敷設する刺し網の幅（仕立て上がりで沈子網から浮子網までの高さをいう。）は、5メートル以下にしなければならない。また、沈子網は、海底に着けなければならない。

(2) 磯建網漁業（たが網漁業を含む。）

ア 統数は、3月1日から8月31日までの間は20箇統以内、9月1日から翌年2月末日までの間は16箇統以内とする。

イ 漁具の敷設は、最大高潮時において、身網の設置される場所の最深部が水深20メートル以下に、海岸線及び垣網の岸側端から身網の沖側端までの長さが50メートル以下に、身網の左側端から右側端までの長さが50メートル以下にしなければならない。

ウ 毎年4月1日から5月31日までの期間中は、魚捕部の網目は4.3センチメートル（8節）以上の大きさにしなければならない。

公示番号 二共第304号

1 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第二種共同漁業	あいなめいかり止底刺し網漁業	1月1日から12月31日まで
	そいいかり止底刺し網漁業	〃
	すずきいかり止底刺し網漁業	〃
	かれいいかり止底刺し網漁業	〃
	めばるいかり止底刺し網漁業	〃
	たらいかり止底刺し網漁業	〃
	ひらめいかり止底刺し網漁業	〃
	雑魚磯建網（たが網を含む。）漁業	3月1日から翌年2月末日まで

(2) 漁場の位置 大船渡市三陸町綾里地先

(3) 漁場の区域 次の点ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ及びクの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

ア点 北緯39度5.170分、東経141度49.451分

イ点 北緯39度4.820分、東経141度52.187分

ウ点 北緯39度4.475分、東経141度53.911分

エ点 北緯39度4.405分、東経141度54.261分

オ点 北緯39度0.225分、東経141度51.866分

カ点 北緯39度0.838分、東経141度47.285分

キ点 北緯39度1.991分、東経141度46.252分

ク点 北緯39度2.054分、東経141度46.240分

2 関係地区 大船渡市三陸町綾里

3 条件

(1) いかり止底刺し網漁業

ア 統数は、500箇統以内とする。

イ 敷設する刺し網の幅（仕立て上がりで沈子網から浮子網までの高さをいう。）は、5メートル以下にしなければならない。また、沈子網は、海底に着けなければならない。

(2) 磯建網漁業（たが網漁業を含む。）

ア 統数は、3月1日から8月31日までの間は69箇統以内、9月1日から翌年2月末日までの間は56箇統以内とする。

イ 漁具の敷設は、最大高潮時において、身網の設置される場所の最深部が水深20メートル以下に、海岸線及び垣網の岸側端から身網の沖側端までの長さが50メートル以下に、身網の左側端から右側端までの長さが50メートル以下にしなければならない。

ウ 毎年4月1日から5月31日までの期間中は、魚捕部の網目は4.3センチメートル（8節）以上の大きさにしなければならない。

公示番号 二共第305号

1 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第二種共同漁業	あいなめいかり止底刺し網漁業	1月1日から12月31日まで
	そいいかり止底刺し網漁業	〃
	すずきいかり止底刺し網漁業	〃
	かれいいかり止底刺し網漁業	〃
	めばるいかり止底刺し網漁業	〃
	たらいかり止底刺し網漁業	〃
	ひらめいかり止底刺し網漁業	〃
	雑魚磯建網（たが網を含む。）漁業	3月1日から翌年2月末日まで

(2) 漁場の位置 大船渡市赤崎町地先

(3) 漁場の区域 次の点ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ及びクの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

ア点 北緯39度2.054分、東経141度46.240分

イ点 北緯39度1.991分、東経141度46.252分

ウ点 北緯39度0.838分、東経141度47.285分

エ点 北緯39度0.293分、東経141度45.672分

オ点 北緯39度0.487分、東経141度45.072分

カ点 北緯39度1.279分、東経141度43.603分

キ点 北緯39度1.657分、東経141度43.191分

ク点 北緯39度1.707分、東経141度43.675分

2 関係地区 大船渡市赤崎町

3 条件

(1) いかり止底刺し網漁業

ア 統数は、413箇統以内とする。

イ 敷設する刺し網の幅（仕立て上がりで沈子網から浮子網までの高さをいう。）は、5メートル以下にしなければならない。また、沈子網は、海底に着けなければならない。

(2) 磯建網漁業（たが網漁業を含む。）

ア 統数は、3月1日から8月31日までの間は21箇統以内、9月1日から翌年2月末日までの間は19箇統以内とする。

イ 漁具の敷設は、最大高潮時において、身網の設置される場所の最深部が水深20メートル以下に、海岸線及び垣網の岸側端から身網の沖側端までの長さが50メートル以下に、身網の左側端から右側端までの長さが50メートル以下にしなければならない。

ウ 毎年4月1日から5月31日までの期間中は、魚捕部の網目は4.3センチメートル（8節）以上の大きさにしなければならない。

1 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第二種共同漁業	あいなめいかり止底刺し網漁業	1月1日から12月31日まで
	そいいかり止底刺し網漁業	〃
	すずきいかり止底刺し網漁業	〃
	かれいいかり止底刺し網漁業	〃
	めばるいかり止底刺し網漁業	〃
	たらいかり止底刺し網漁業	〃
	ひらめいかり止底刺し網漁業	〃
	雑魚磯建網（たが網を含む。）漁業	3月1日から翌年2月末日まで

(2) 漁場の位置 大船渡市大船渡町及び赤崎町地先

(3) 漁場の区域 次の点アとイを結ぶ直線と同線以北の最大高潮時海岸線とによって囲まれた大船渡湾の区域（次の点ウとエを直線で結ぶ永浜浦の区域と次の点エ、オ、カ、キ、ク、ケ、コ、サ、シ、ス、セ、ソ、タ、チ、ツ、テ、ト、ナ、ニ、ヌ、ネ、ノ、ハ及びヒの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域を除く。）及び大船渡市川口橋下流端から下流の盛川の区域

- ア点 北緯39度1.707分、東経141度43.675分
- イ点 北緯39度1.606分、東経141度42.704分
- ウ点 北緯39度2.920分、東経141度44.166分
- エ点 北緯39度3.054分、東経141度44.088分
- オ点 北緯39度3.030分、東経141度44.037分
- カ点 北緯39度3.029分、東経141度44.001分
- キ点 北緯39度3.186分、東経141度43.949分
- ク点 北緯39度3.194分、東経141度43.952分
- ケ点 北緯39度3.194分、東経141度43.970分
- コ点 北緯39度3.317分、東経141度44.014分
- サ点 北緯39度3.318分、東経141度44.005分
- シ点 北緯39度3.475分、東経141度44.059分
- ス点 北緯39度3.475分、東経141度44.059分
- セ点 北緯39度3.652分、東経141度44.125分
- ソ点 北緯39度3.651分、東経141度44.125分
- タ点 北緯39度3.742分、東経141度44.158分
- チ点 北緯39度3.742分、東経141度44.164分
- ツ点 北緯39度3.845分、東経141度44.140分
- テ点 北緯39度3.855分、東経141度44.147分
- ト点 北緯39度3.852分、東経141度44.153分
- ナ点 北緯39度3.844分、東経141度44.147分
- ニ点 北緯39度3.742分、東経141度44.170分

- ヌ点 北緯39度3.748分、東経141度44.263分
- ネ点 北緯39度3.770分、東経141度44.288分
- ノ点 北緯39度3.763分、東経141度44.299分
- ハ点 北緯39度3.760分、東経141度44.305分
- ヒ点 北緯39度3.758分、東経141度44.318分

2 関係地区 大船渡市大船渡町及び赤崎町

3 条件

(1) いかり止底刺し網漁業

ア 統数は、613箇統以内とする。

イ 敷設する刺し網の幅（仕立て上がりで沈子網から浮子網までの高さをいう。）は、5メートル以下にしなければならない。また、沈子網は、海底に着けなければならない。

(2) 磯建網漁業（たが網漁業を含む。）

ア 統数は、3月1日から8月31日までの間は60箇統以内、9月1日から翌年2月末日までの間は35箇統以内とする。

イ 漁具の敷設は、最大高潮時において、身網の設置される場所の最深部が水深20メートル以下に、海岸線及び垣網の岸側端から身網の沖側端までの長さが50メートル以下に、身網の左側端から右側端までの長さが50メートル以下としなければならない。

ウ 毎年4月1日から5月31日までの期間中は、魚捕部の網目は4.3センチメートル（8節）以上の大きさにしなければならない。

公示番号 二共第307号

1 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第二種共同漁業	あいなめいかり止底刺し網漁業	1月1日から12月31日まで
	そいかり止底刺し網漁業	〃
	すずきいかり止底刺し網漁業	〃
	かれいかり止底刺し網漁業	〃
	めばるいかり止底刺し網漁業	〃
	たらいかり止底刺し網漁業	〃
	ひらめいかり止底刺し網漁業	〃
	雑魚磯建網（たが網を含む。）漁業	3月1日から翌年2月末日まで

(2) 漁場の位置 大船渡市末崎町地先

(3) 漁場の区域 次の点ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ及びクの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

- ア点 北緯39度1.606分、東経141度42.704分
- イ点 北緯39度1.657分、東経141度43.191分
- ウ点 北緯39度1.279分、東経141度43.603分
- エ点 北緯39度0.487分、東経141度45.072分
- オ点 北緯39度0.293分、東経141度45.672分
- カ点 北緯38度57.864分、東経141度45.627分

キ点 北緯38度59.120分、東経141度43.192分

ク点 北緯38度59.230分、東経141度42.802分

2 関係地区 大船渡市末崎町

3 条件

(1) いかり止底刺し網漁業

ア 統数は、600箇統以内とする。

イ 敷設する刺し網の幅（仕立て上がりで沈子網から浮子網までの高さをいう。）は、5メートル以下にしなければならない。また、沈子網は、海底に着けなければならない。

(2) 磯建網漁業（たが網漁業を含む。）

ア 統数は、3月1日から8月31日までの間は28箇統以内、9月1日から翌年2月末日までの間は22箇統以内とする。

イ 漁具の敷設は、最大高潮時において、身網の設置される場所の最深部が水深20メートル以下に、海岸線及び垣網の岸側端から身網の沖側端までの長さが50メートル以下に、身網の左側端から右側端までの長さが50メートル以下にしなければならない。

ウ 毎年4月1日から5月31日までの期間中は、魚捕部の網目は4.3センチメートル（8節）以上の大きさにしなければならない。

公示番号 二共第308号

1 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第二種共同漁業	あいなめいかり止底刺し網漁業	1月1日から12月31日まで
	そいかり止底刺し網漁業	〃
	すずきいかり止底刺し網漁業	〃
	かれいかり止底刺し網漁業	〃
	めばるいかり止底刺し網漁業	〃
	たらいかり止底刺し網漁業	〃
	ひらめいかり止底刺し網漁業	〃
	雑魚磯建網（たが網を含む。）漁業	3月1日から翌年2月末日まで

(2) 漁場の位置 陸前高田市小友町字只出地先

(3) 漁場の区域 次の点ア、イ、ウ、エ及びオの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

ア点 北緯38度59.230分、東経141度42.802分

イ点 北緯38度59.120分、東経141度43.192分

ウ点 北緯38度57.864分、東経141度45.627分

エ点 北緯38度56.803分、東経141度45.718分

オ点 北緯38度59.072分、東経141度42.565分

2 関係地区 陸前高田市小友町

3 条件

(1) いかり止底刺し網漁業

ア 統数は、30箇統以内とする。

イ 敷設する刺し網の幅（仕立て上がりで沈子網から浮子網までの高さをいう。）は、5メートル以下にしなければならない。

。また、沈子網は、海底に着けなければならない。

(2) 磯建網漁業（たが網漁業を含む。）

ア 統数は、3月1日から8月31日までの間は1箇統以内、9月1日から翌年2月末日までの間は1箇統以内とする。

イ 漁具の敷設は、最大高潮時において、身網の設置される場所の最深部が水深20メートル以下に、海岸線及び垣網の岸側端から身網の沖側端までの長さが50メートル以下に、身網の左側端から右側端までの長さが50メートル以下にしなければならない。

ウ 毎年4月1日から5月31日までの期間中は、魚捕部の網目は4.3センチメートル（8節）以上の大きさにしなければならない。

公示番号 二共第309号

1 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第二種共同漁業	あいなめいかり止底刺し網漁業	1月1日から12月31日まで
	そいいかり止底刺し網漁業	〃
	すずきいかり止底刺し網漁業	〃
	かれいいかり止底刺し網漁業	〃
	めばるいかり止底刺し網漁業	〃
	たらいかり止底刺し網漁業	〃
	ひらめいかり止底刺し網漁業	〃
	雑魚磯建網（たが網を含む。）漁業	3月1日から翌年2月末日まで

(2) 漁場の位置 陸前高田市広田町地先

(3) 漁場の区域 次の点ア、イ、ウ、エ、オ及びカの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

ア点 北緯38度59.072分、東経141度42.565分

イ点 北緯38度56.803分、東経141度45.718分

ウ点 北緯38度53.592分、東経141度41.854分

エ点 北緯38度55.635分、東経141度40.702分

オ点 北緯38度58.312分、東経141度39.108分

カ点 北緯38度58.810分、東経141度40.097分

2 関係地区 陸前高田市広田町

3 条件

(1) いかり止底刺し網漁業

ア 統数は、1,000箇統以内とする。

イ 敷設する刺し網の幅（仕立て上がりで沈子網から浮子網までの高さをいう。）は、5メートル以下にしなければならない。また、沈子網は、海底に着けなければならない。

(2) 磯建網漁業（たが網漁業を含む。）

ア 統数は、3月1日から8月31日までの間は45箇統以内、9月1日から翌年2月末日までの間は31箇統以内とする。

イ 漁具の敷設は、最大高潮時において、身網の設置される場所の最深部が水深20メートル以下に、海岸線及び垣網の岸側端から身網の沖側端までの長さが50メートル以下に、身網の左側端から右側端までの長さが50メートル以下にしなければならない。

ない。

ウ 毎年4月1日から5月31日までの期間中は、魚捕部の網目は4.3センチメートル（8節）以上の大きさにしなければならない。

公示番号 二共第310号

1 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第二種共同漁業	あいなめいかり止底刺し網漁業	1月1日から12月31日まで
	そいかり止底刺し網漁業	〃
	すずきいかり止底刺し網漁業	〃
	かれいかり止底刺し網漁業	〃
	めばるいかり止底刺し網漁業	〃
	たらいかり止底刺し網漁業	〃
	ひらめいかり止底刺し網漁業	〃
	雑魚磯建網（たが網を含む。）漁業	3月1日から翌年2月末日まで

(2) 漁場の位置 陸前高田市小友町、米崎町、高田町及び気仙町地先

(3) 漁場の区域 次の点ア、イ及びウの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域及び次の点エとオを結んだ線から下流の気仙川の区域

ア点 北緯38度58.810分、東経141度40.097分

イ点 北緯38度58.312分、東経141度39.108分

ウ点 北緯38度58.247分、東経141度37.899分

エ点 北緯39度0.102分、東経141度37.467分

オ点 北緯39度0.005分、東経141度37.385分

2 関係地区 陸前高田市小友町、米崎町、高田町及び気仙町

3 条件

(1) いかり止底刺し網漁業

ア 統数は、200箇統以内とする。

イ 敷設する刺し網の幅（仕立て上がりで沈子網から浮子網までの高さをいう。）は、5メートル以下にしなければならない。また、沈子網は、海底に着けなければならない。

(2) 磯建網漁業（たが網漁業を含む。）

ア 統数は、3月1日から8月31日までの間は11箇統以内、9月1日から翌年2月末日までの間は11箇統以内とする。

イ 漁具の敷設は、最大高潮時において、身網の設置される場所の最深部が水深20メートル以下に、海岸線及び垣網の岸側端から身網の沖側端までの長さが50メートル以下に、身網の左側端から右側端までの長さが50メートル以下にしなければならない。

ウ 毎年4月1日から5月31日までの期間中は、魚捕部の網目は4.3センチメートル（8節）以上の大きさにしなければならない。

公示番号 二共第2号

1 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第二種共同漁業	さけ・いわし小型定置漁業	4月1日から翌年3月31日まで

(2) 漁場の位置 九戸郡洋野町中野地先（オーダー）

(3) 漁場の区域 次の点ア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

ア点 北緯40度17.944分、東経141度47.751分

イ点 北緯40度18.132分、東経141度48.225分

ウ点 北緯40度17.951分、東経141度48.306分

エ点 北緯40度17.902分、東経141度47.782分

2 関係地区 九戸郡洋野町中野

3 条件

- (1) 沖出し最端部に、夜間は黄色標識灯を、昼間は標識物標をそれぞれ海面から2メートル以上の高さに設置しなければならない。
- (2) 毎年4月10日から6月10日までの期間中は、箱網の網目は5.0センチメートル（7節）以上の大きさにしなければならない。
- (3) さけの親魚の確保のため、知事が操業の停止又は漁具の一部の使用制限を指示した場合には、これに従わなければならない。
- (4) 垣網の元地から100メートルの間において、垣網桁5メートルを海面下2メートル以上沈下し、その両端に標識を設置しなければならない。

公示番号 二共第3号

1 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第二種共同漁業	さけ・いわし小型定置漁業	3月1日から翌年2月末日まで

(2) 漁場の位置 久慈市侍浜町桑畑地先（岸桑畑網）

(3) 漁場の区域 次の点ア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

ア点 北緯40度17.520分、東経141度48.031分

イ点 北緯40度17.669分、東経141度48.452分

ウ点 北緯40度17.484分、東経141度48.533分

エ点 北緯40度17.471分、東経141度48.041分

2 関係地区 久慈市

3 条件

- (1) 沖出し最端部に、夜間は黄色標識灯を、昼間は標識物標をそれぞれ海面から2メートル以上の高さに設置しなければならない。
- (2) 毎年4月10日から6月10日までの期間中は、箱網の網目は5.0センチメートル（7節）以上の大きさにしなければならない。
- (3) さけの親魚の確保のため、知事が操業の停止又は漁具の一部の使用制限を指示した場合には、これに従わなければならない。

公示番号 二共第4号

1 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第二種共同漁業	さけ・いわし小型定置漁業	4月1日から翌年1月31日まで

(2) 漁場の位置 久慈市侍浜町字本町地先（ウスクルビ）

(3) 漁場の区域 次の点ア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

ア点 北緯40度16.526分、東経141度48.801分

イ点 北緯40度16.618分、東経141度48.978分

ウ点 北緯40度16.485分、東経141度49.054分

エ点 北緯40度16.478分、東経141度48.842分

2 関係地区 久慈市

3 条件

- (1) 沖出し最端部に、夜間は黄色標識灯を、昼間は標識物標をそれぞれ海面から2メートル以上の高さに設置しなければならない。
- (2) 毎年4月10日から6月10日までの期間中は、箱網の網目は5.0センチメートル（7節）以上の大きさにしなければならない。
- (3) さけの親魚の確保のため、知事が操業の停止又は漁具の一部の使用制限を指示した場合には、これに従わなければならない。
- (4) 垣網の元地から100メートルの間において、垣網桁5メートルを海面下2メートル以上沈下し、その両端に標識を設置しなければならない。

公示番号 二共第5号

1 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第二種共同漁業	さけ・いわし小型定置漁業	4月1日から翌年1月31日まで

(2) 漁場の位置 久慈市侍浜町字白前地先（トクソ）

(3) 漁場の区域 次の点ア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

ア点 北緯40度14.955分、東経141度49.493分

イ点 北緯40度15.035分、東経141度49.825分

ウ点 北緯40度14.910分、東経141度49.857分

エ点 北緯40度14.904分、東経141度49.455分

2 関係地区 久慈市

3 条件

- (1) 沖出し最端部に、夜間は黄色標識灯を、昼間は標識物標をそれぞれ海面から2メートル以上の高さに設置しなければならない。
- (2) 毎年4月10日から6月10日までの期間中は、箱網の網目は5.0センチメートル（7節）以上の大きさにしなければならない。
- (3) さけの親魚の確保のため、知事が操業の停止又は漁具の一部の使用制限を指示した場合には、これに従わなければならない。
- (4) 垣網の元地から100メートルの間において、垣網桁5メートルを海面下2メートル以上沈下し、その両端に標識を設置し

なければならない。

公示番号 二共第6号

1 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第二種共同漁業	さけ・いわし小型定置漁業	4月1日から翌年1月31日まで

(2) 漁場の位置 久慈市湊町地先（イナリ）

(3) 漁場の区域 次の点ア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

ア点 北緯40度11.919分、東経141度48.679分

イ点 北緯40度11.958分、東経141度48.880分

ウ点 北緯40度11.848分、東経141度48.886分

エ点 北緯40度11.826分、東経141度48.685分

2 関係地区 久慈市

3 条件

(1) 沖出し最端部に、夜間は黄色標識灯を、昼間は標識物標をそれぞれ海面から2メートル以上の高さに設置しなければならない。

(2) 毎年4月1日から5月31日までの期間中は、箱網の網目は4.3センチメートル（8節）以上の大きさにしなければならない。

(3) さけの親魚の確保のため、知事が操業の停止又は漁具の一部の使用制限を指示した場合には、これに従わなければならない。

公示番号 二共第7号

1 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第二種共同漁業	さけ・いわし小型定置漁業	4月1日から翌年1月31日まで

(2) 漁場の位置 久慈市長内町大尻地先（大尻網）

(3) 漁場の区域 次の点ア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

ア点 北緯40度10.716分、東経141度50.433分

イ点 北緯40度11.042分、東経141度50.693分

ウ点 北緯40度10.955分、東経141度50.828分

エ点 北緯40度10.684分、東経141度50.479分

2 関係地区 久慈市

3 条件

(1) 沖出し最端部及びアとイの各点を結ぶ直線の中心点の最寄りの施設に夜間は黄色標識灯を、昼間は標識物標をそれぞれ海面から2メートル以上の高さに設置しなければならない。

(2) 毎年4月10日から6月10日までの期間中は、箱網の網目は5.0センチメートル（7節）以上の大きさにしなければならない。

(3) さけの親魚の確保のため、知事が操業の停止又は漁具の一部の使用制限を指示した場合には、これに従わなければならない。

公示番号 二共第8号

1 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第二種共同漁業	さけ・いわし小型定置漁業	3月1日から翌年1月31日まで

(2) 漁場の位置 九戸郡野田村大字野田前浜地先（前浜）

(3) 漁場の区域 次の点ア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

ア点 北緯40度6.718分、東経141度49.702分

イ点 北緯40度6.720分、東経141度49.913分

ウ点 北緯40度6.655分、東経141度49.900分

エ点 北緯40度6.708分、東経141度49.700分

2 関係地区 九戸郡野田村大字野田

3 条件

- (1) 沖出し最端部に、夜間は黄色標識灯を、昼間は標識物標をそれぞれ海面から2メートル以上の高さに設置しなければならない。
- (2) 毎年4月1日から5月31日までの期間中は、箱網の網目は4.3センチメートル（8節）以上の大きさにしなければならない。
- (3) さけの親魚の確保のため、知事が操業の停止又は漁具の一部の使用制限を指示した場合には、これに従わなければならない。
- (4) 垣網の元地から100メートルの間において、垣網桁5メートルを海面下2メートル以上沈下し、その両端に標識を設置しなければならない。

公示番号 二共第9号

1 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第二種共同漁業	さけ・いわし小型定置漁業	3月1日から翌年1月31日まで

(2) 漁場の位置 九戸郡野田村大字野田地先（米田岸）

(3) 漁場の区域 次の点ア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

ア点 北緯40度5.938分、東経141度49.620分

イ点 北緯40度6.028分、東経141度49.804分

ウ点 北緯40度5.940分、東経141度49.845分

エ点 北緯40度5.918分、東経141度49.629分

2 関係地区 九戸郡野田村大字野田

3 条件

- (1) 沖出し最端部に、夜間は黄色標識灯を、昼間は標識物標をそれぞれ海面から2メートル以上の高さに設置しなければならない。
- (2) 毎年4月1日から5月31日までの期間中は、箱網の網目は4.3センチメートル（8節）以上の大きさにしなければならない。
- (3) さけの親魚の確保のため、知事が操業の停止又は漁具の一部の使用制限を指示した場合には、これに従わなければならない。

い。

- (4) 垣網の元地から100メートルの間において、垣網桁5メートルを海面下2メートル以上沈下し、その両端に標識を設置しなければならない。

公示番号 二共第10号

1 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第二種共同漁業	さけ・いわし小型定置漁業	3月1日から翌年1月31日まで

(2) 漁場の位置 九戸郡野田村大字野田地先（米田沖）

(3) 漁場の区域 次の点ア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

ア点 北緯40度6.028分、東経141度49.804分

イ点 北緯40度6.200分、東経141度50.161分

ウ点 北緯40度5.980分、東経141度50.264分

エ点 北緯40度5.940分、東経141度49.845分

2 関係地区 九戸郡野田村大字野田

3 条件

- (1) 沖出し最端部に、夜間は黄色標識灯を、昼間は標識物標をそれぞれ海面から2メートル以上の高さに設置しなければならない。
- (2) 毎年4月1日から5月31日までの期間中は、箱網の網目は4.3センチメートル（8節）以上の大きさにしなければならない。
- (3) さけの親魚の確保のため、知事が操業の停止又は漁具の一部の使用制限を指示した場合には、これに従わなければならない。

公示番号 二共第11号

1 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第二種共同漁業	さけ・いわし小型定置漁業	3月1日から翌年1月31日まで

(2) 漁場の位置 九戸郡野田村大字玉川地先（根井）

(3) 漁場の区域 次の点ア、イ、ウ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

ア点 北緯40度4.294分、東経141度50.190分

イ点 北緯40度4.408分、東経141度50.445分

ウ点 北緯40度4.330分、東経141度50.481分

2 関係地区 九戸郡野田村大字玉川

3 条件

- (1) 沖出し最端部に、夜間は黄色標識灯を、昼間は標識物標をそれぞれ海面から2メートル以上の高さに設置しなければならない。
- (2) 毎年4月1日から5月31日までの期間中は、箱網の網目は4.3センチメートル（8節）以上の大きさにしなければならない。
- (3) さけの親魚の確保のため、知事が操業の停止又は漁具の一部の使用制限を指示した場合には、これに従わなければならない。

い。

- (4) 垣網の元地から100メートルの間において、垣網桁5メートルを海面下2メートル以上沈下し、その両端に標識を設置しなければならない。

公示番号 二共第12号

1 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第二種共同漁業	いわし小型定置漁業	3月1日から9月30日まで

(2) 漁場の位置 九戸郡野田村大字玉川地先（夏下安家）

(3) 漁場の区域 次の点ア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

ア点 北緯40度3.669分、東経141度50.907分

イ点 北緯40度3.722分、東経141度51.087分

ウ点 北緯40度3.632分、東経141度51.117分

エ点 北緯40度3.629分、東経141度50.945分

2 関係地区 九戸郡野田村大字玉川

3 条件

- (1) 沖出し最端部に、夜間は黄色標識灯を、昼間は標識物標をそれぞれ海面から2メートル以上の高さに設置しなければならない。
- (2) 毎年4月1日から5月31日までの期間中は、箱網の網目は4.3センチメートル（8節）以上の大きさにしなければならない。
- (3) 垣網の元地から100メートルの間において、垣網桁5メートルを海面下2メートル以上沈下し、その両端に標識を設置しなければならない。

公示番号 二共第13号

1 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第二種共同漁業	いわし小型定置漁業	3月1日から8月31日まで

(2) 漁場の位置 九戸郡野田村大字玉川地先（夏沖下安家）

(3) 漁場の区域 次の点ア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

ア点 北緯40度3.666分、東経141度51.110分

イ点 北緯40度3.807分、東経141度51.430分

ウ点 北緯40度3.725分、東経141度51.472分

エ点 北緯40度3.588分、東経141度51.140分

2 関係地区 九戸郡野田村大字玉川

3 条件

- (1) 沖出し最端部に、夜間は黄色標識灯を、昼間は標識物標をそれぞれ海面から2メートル以上の高さに設置しなければならない。
- (2) 毎年4月1日から5月31日までの期間中は、箱網の網目は4.3センチメートル（8節）以上の大きさにしなければならない。

公示番号 二共第14号

1 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第二種共同漁業	さけ小型定置漁業	9月1日から翌年1月31日まで

(2) 漁場の位置 九戸郡野田村大字玉川地先（秋船越網）

(3) 漁場の区域 次の点ア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

ア点 北緯40度3.373分、東経141度51.317分

イ点 北緯40度3.531分、東経141度51.576分

ウ点 北緯40度3.461分、東経141度51.631分

エ点 北緯40度3.360分、東経141度51.328分

2 関係地区 九戸郡野田村大字玉川

3 条件

- (1) 沖出し最端部に、夜間は黄色標識灯を、昼間は標識物標をそれぞれ海面から2メートル以上の高さに設置しなければならない。
- (2) さけの親魚の確保のため、知事が操業の停止又は漁具の一部の使用制限を指示した場合には、これに従わなければならない。
- (3) 垣網の元地から100メートルの間において、垣網桁5メートルを海面下2メートル以上沈下し、その両端に標識を設置しなければならない。

公示番号 一三共第15号

1 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第三種共同漁業	さけ小型定置漁業	9月1日から翌年1月31日まで

(2) 漁場の位置 下閉伊郡普代村力持地先（秋せんま網）

(3) 漁場の区域 次の点ア、イ、ウ、エ、オ、カ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

ア点 北緯40度1.804分、東経141度53.522分

イ点 北緯40度1.862分、東経141度53.630分

ウ点 北緯40度1.880分、東経141度53.615分

エ点 北緯40度1.909分、東経141度53.668分

オ点 北緯40度1.760分、東経141度53.774分

カ点 北緯40度1.722分、東経141度53.567分

2 関係地区 下閉伊郡普代村

3 条件

- (1) 沖出し最端部に、夜間は黄色標識灯を、昼間は標識物標をそれぞれ海面から2メートル以上の高さに設置しなければならない。
- (2) さけの親魚の確保のため、知事が操業の停止又は漁具の一部の使用制限を指示した場合には、これに従わなければならない。
- (3) 垣網の元地から100メートルの間において、垣網桁5メートルを海面下2メートル以上沈下し、その両端に標識を設置し

なければならない。

(4) イ、ウ、エ及び次の点キの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域内には、金庫網以外の身網を設置してはならない。

キ点 北緯40度1.888分、東経141度53.682分

公示番号 二共第104号

1 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第二種共同漁業	さけ・いわし小型定置漁業	4月1日から翌年1月31日まで

(2) 漁場の位置 下閉伊郡田野畑村明戸地先（やかた網）

(3) 漁場の区域 次の点ア、イ、ウ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

ア点 北緯39度56.665分、東経141度57.321分

イ点 北緯39度56.478分、東経141度57.593分

ウ点 北緯39度56.419分、東経141度57.406分

2 関係地区 下閉伊郡田野畑村

3 条件

(1) 沖出し最端部に、夜間は黄色標識灯を、昼間は標識物標をそれぞれ海面から2メートル以上の高さに設置しなければならない。

(2) 毎年4月10日から6月10日までの期間中は、箱網の網目は5.0センチメートル（7節）以上の大きさにしなければならない。

(3) さけの親魚の確保のため、知事が操業の停止又は漁具の一部の使用制限を指示した場合には、これに従わなければならない。

(4) 垣網の元地から100メートルの間において、垣網桁5メートルを海面下2メートル以上沈下し、その両端に標識を設置しなければならない。

公示番号 二共第105号

1 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第二種共同漁業	さけ・いわし小型定置漁業	4月1日から翌年1月31日まで

(2) 漁場の位置 下閉伊郡田野畑村島越地先（二丁目）

(3) 漁場の区域 次の点ア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

ア点 北緯39度55.254分、東経141度56.818分

イ点 北緯39度55.427分、東経141度57.152分

ウ点 北緯39度55.251分、東経141度57.241分

エ点 北緯39度55.204分、東経141度56.843分

2 関係地区 下閉伊郡田野畑村

3 条件

(1) 沖出し最端部に、夜間は黄色標識灯を、昼間は標識物標をそれぞれ海面から2メートル以上の高さに設置しなければならない。

- (2) 毎年4月10日から6月10日までの期間中は、箱網の網目は5.0センチメートル（7節）以上の大きさにしなければならない。
- (3) さけの親魚の確保のため、知事が操業の停止又は漁具の一部の使用制限を指示した場合には、これに従わなければならない。
- (4) 垣網の元地から100メートルの間において、垣網桁5メートルを海面下2メートル以上沈下し、その両端に標識を設置しなければならない。

公示番号 二共第106号

1 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第二種共同漁業	さけ・いわし小型定置漁業	4月1日から翌年1月31日まで

(2) 漁場の位置 下閉伊郡田野畑村真木沢地先（真木沢）

(3) 漁場の区域 次の点ア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

- ア点 北緯39度53.452分、東経141度57.523分
- イ点 北緯39度53.621分、東経141度57.869分
- ウ点 北緯39度53.439分、東経141度57.943分
- エ点 北緯39度53.404分、東経141度57.556分

2 関係地区 下閉伊郡田野畑村

3 条件

- (1) 沖出し最端部に、夜間は黄色標識灯を、昼間は標識物標をそれぞれ海面から2メートル以上の高さに設置しなければならない。
- (2) 毎年4月10日から6月10日までの期間中は、箱網の網目は5.0センチメートル（7節）以上の大きさにしなければならない。
- (3) さけの親魚の確保のため、知事が操業の停止又は漁具の一部の使用制限を指示した場合には、これに従わなければならない。
- (4) 垣網の元地から100メートルの間において、垣網桁5メートルを海面下2メートル以上沈下し、その両端に標識を設置しなければならない。

公示番号 二共第107号

1 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第二種共同漁業	さけ・いわし小型定置漁業	4月1日から翌年2月末日まで

(2) 漁場の位置 下閉伊郡山田町船越地先（長崎）

(3) 漁場の区域 次の点ア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

- ア点 北緯39度25.036分、東経141度58.197分
- イ点 北緯39度24.957分、東経141度58.404分
- ウ点 北緯39度24.881分、東経141度58.336分
- エ点 北緯39度25.013分、東経141度58.180分

2 関係地区 下閉伊郡山田町船越第1地割から第17地割まで

3 条件

- (1) 沖出し最端部に、夜間は黄色標識灯を、昼間は標識物標をそれぞれ海面から2メートル以上の高さに設置しなければならない。
- (2) 毎年4月10日から6月10日までの期間中は、箱網の網目は5.0センチメートル（7節）以上の大きさにしなければならない。
- (3) さけの親魚の確保のため、知事が操業の停止又は漁具の一部の使用制限を指示した場合には、これに従わなければならない。
- (4) 垣網の元地から100メートルの間において、垣網桁5メートルを海面下2メートル以上沈下し、その両端に標識を設置しなければならない。

公示番号 二共第108号

1 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第二種共同漁業	さけ・いわし小型定置漁業	4月1日から翌年2月末日まで

(2) 漁場の位置 下閉伊郡山田町船越地先（隠畑）

(3) 漁場の区域 次の点ア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

- ア点 北緯39度24.783分、東経141度57.913分
- イ点 北緯39度24.696分、東経141度58.129分
- ウ点 北緯39度24.626分、東経141度58.047分
- エ点 北緯39度24.751分、東経141度57.919分

2 関係地区 下閉伊郡山田町船越第1地割から第17地割まで

3 条件

- (1) 沖出し最端部に、夜間は黄色標識灯を、昼間は標識物標をそれぞれ海面から2メートル以上の高さに設置しなければならない。
- (2) 毎年4月10日から6月10日までの期間中は、箱網の網目は5.0センチメートル（7節）以上の大きさにしなければならない。
- (3) さけの親魚の確保のため、知事が操業の停止又は漁具の一部の使用制限を指示した場合には、これに従わなければならない。
- (4) 垣網の元地から100メートルの間において、垣網桁5メートルを海面下2メートル以上沈下し、その両端に標識を設置しなければならない。

公示番号 二共第109号

1 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第二種共同漁業	さけ・いわし小型定置漁業	4月1日から翌年2月末日まで

(2) 漁場の位置 下閉伊郡山田町船越地先（二戈王）

(3) 漁場の区域 次の点ア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

- ア点 北緯39度24.347分、東経141度57.529分
- イ点 北緯39度24.237分、東経141度57.744分

ウ点 北緯39度24.143分、東経141度57.655分

エ点 北緯39度24.327分、東経141度57.487分

2 関係地区 下閉伊郡山田町船越第1地割から第17地割まで

3 条件

- (1) 沖出し最端部に、夜間は黄色標識灯を、昼間は標識物標をそれぞれ海面から2メートル以上の高さに設置しなければならない。
- (2) 毎年4月10日から6月10日までの期間中は、箱網の網目は5.0センチメートル（7節）以上の大きさにしなければならない。
- (3) さけの親魚の確保のため、知事が操業の停止又は漁具の一部の使用制限を指示した場合には、これに従わなければならない。
- (4) 垣網の元地から100メートルの間において、垣網桁5メートルを海面下2メートル以上沈下し、その両端に標識を設置しなければならない。

公示番号 二共第202号

1 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第二種共同漁業	さけ・いわし小型定置漁業	6月1日から翌年2月末日まで

(2) 漁場の位置 釜石市鶴住居町早障子地先（早障子）

(3) 漁場の区域 次の点ア、イ、ウ及びビアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

ア点 北緯39度19.702分、東経141度54.582分

イ点 北緯39度19.852分、東経141度54.554分

ウ点 北緯39度19.869分、東経141度54.663分

2 関係地区 釜石市片岸町、鶴住居町第20地割から第23地割まで及び箱崎町（第1地割から第4地割まで及び第13地割を除く。）

3 条件

- (1) 沖出し最端部に、夜間は黄色標識灯を、昼間は標識物標をそれぞれ海面から2メートル以上の高さに設置しなければならない。
- (2) さけの親魚の確保のため、知事が操業の停止又は漁具の一部の使用制限を指示した場合には、これに従わなければならない。

公示番号 二共第203号

1 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第二種共同漁業	さけ・いわし小型定置漁業	6月1日から翌年2月末日まで

(2) 漁場の位置 釜石市箱崎町平磯地先（平磯）

(3) 漁場の区域 次の点ア、イ、ウ及びビアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

ア点 北緯39度19.969分、東経141度55.388分

イ点 北緯39度20.184分、東経141度55.243分

ウ点 北緯39度20.199分、東経141度55.487分

2 関係地区 釜石市箱崎町（第1地割から第4地割まで及び第13地割を除く。）

3 条件

- (1) 沖出し最端部に、夜間は黄色標識灯を、昼間は標識物標をそれぞれ海面から2メートル以上の高さに設置しなければならない。
- (2) さけの親魚の確保のため、知事が操業の停止又は漁具の一部の使用制限を指示した場合には、これに従わなければならない。

公示番号 二共第204号

1 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第二種共同漁業	さけ・いわし小型定置漁業	6月1日から翌年2月末日まで

(2) 漁場の位置 釜石市箱崎町桑の浜地先（下り松）

(3) 漁場の区域 次の点ア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

- ア点 北緯39度18.335分、東経141度54.408分
- イ点 北緯39度18.158分、東経141度54.346分
- ウ点 北緯39度18.234分、東経141度54.195分
- エ点 北緯39度18.365分、東経141度54.303分

2 関係地区 釜石市箱崎町及び両石町

3 条件

- (1) 沖出し最端部及び陸側最端部に夜間は黄色標識灯を、昼間は標識物標をそれぞれ海面から2メートル以上の高さに設置しなければならない。
- (2) さけの親魚の確保のため、知事が操業の停止又は漁具の一部の使用制限を指示した場合には、これに従わなければならない。
- (3) 垣網の元地から100メートルの間において、垣網桁5メートルを海面下2メートル以上沈下し、その両端に標識を設置しなければならない。

公示番号 二共第311号

1 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第二種共同漁業	いわし小型定置漁業	4月1日から9月30日まで

(2) 漁場の位置 大船渡市三陸町越喜来地先（夏恵比寿鼻）

(3) 漁場の区域 次の点ア、イ、ウ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

- ア点 北緯39度6.728分、東経141度49.337分
- イ点 北緯39度6.486分、東経141度49.307分
- ウ点 北緯39度6.524分、東経141度49.167分

2 関係地区 大船渡市三陸町越喜来

3 条件

- (1) 沖出し最端部に、夜間は黄色標識灯を、昼間は標識物標をそれぞれ海面から2メートル以上の高さに設置しなければならない。

- (2) 毎年4月1日から5月31日までの期間中は、箱網の網目は4.3センチメートル（8節）以上の大きさにしなければならない。
- (3) 垣網の元地から100メートルの間において、垣網桁5メートルを海面下2メートル以上沈下し、その両端に標識を設置しなければならない。

公示番号 二共第312号

1 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第二種共同漁業	いわし小型定置漁業	4月1日から11月15日まで

(2) 漁場の位置 陸前高田市広田町地先（夏滝浜）

(3) 漁場の区域 次の点ア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

ア点 北緯38度57.590分、東経141度41.152分

イ点 北緯38度57.314分、東経141度40.905分

ウ点 北緯38度57.461分、東経141度40.742分

エ点 北緯38度57.636分、東経141度41.114分

2 関係地区 陸前高田市広田町

3 条件

- (1) 沖出し最端部に、夜間は黄色標識灯を、昼間は標識物標をそれぞれ海面から2メートル以上の高さに設置しなければならない。
- (2) 毎年4月10日から6月10日までの期間中は、箱網の網目は5.0センチメートル（7節）以上の大きさにしなければならない。
- (3) さけの親魚の確保のため、知事が操業の停止又は漁具の一部の使用制限を指示した場合には、これに従わなければならない。

公示番号 二共第313号

1 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第二種共同漁業	いわし小型定置漁業	10月1日から翌年3月31日まで

(2) 漁場の位置 陸前高田市小友町地先（秋瀬沢小）

(3) 漁場の区域 次の点ア、イ、ウ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

ア点 北緯38度58.994分、東経141度40.022分

イ点 北緯38度58.944分、東経141度39.937分

ウ点 北緯38度58.997分、東経141度39.919分

2 関係地区 陸前高田市小友町、米崎町、高田町及び気仙町

3 条件

- (1) 沖出し最端部に、夜間は黄色標識灯を、昼間は標識物標をそれぞれ海面から2メートル以上の高さに設置しなければならない。
- (2) さけの親魚の確保のため、知事が操業の停止又は漁具の一部の使用制限を指示した場合には、これに従わなければならない。

公示番号 二共第314号

1 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第二種共同漁業	いわし・さば小型定置漁業	4月1日から翌年1月31日まで

(2) 漁場の位置 陸前高田市小友町地先（瀬沢大）

(3) 漁場の区域 次の点ア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

ア点 北緯38度59.013分、東経141度39.946分

イ点 北緯38度58.782分、東経141度39.562分

ウ点 北緯38度58.914分、東経141度39.467分

エ点 北緯38度59.052分、東経141度39.918分

2 関係地区 陸前高田市小友町、米崎町、高田町及び気仙町

3 条件

- (1) 沖出し最端部に、夜間は黄色標識灯を、昼間は標識物標をそれぞれ海面から2メートル以上の高さに設置しなければならない。
- (2) 毎年4月1日から5月31日までの期間中は、箱網の網目は4.3センチメートル（8節）以上の大きさにしなければならない。
- (3) さけの親魚の確保のため、知事が操業の停止又は漁具の一部の使用制限を指示した場合には、これに従わなければならない。

公示番号 二共第315号

1 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第二種共同漁業	いわし小型定置漁業	4月1日から10月31日まで

(2) 漁場の位置 陸前高田市小友町地先（夏佐五郎鼻岸）

(3) 漁場の区域 次の点ア、イ、ウ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

ア点 北緯38度59.348分、東経141度40.086分

イ点 北緯38度59.316分、東経141度39.879分

ウ点 北緯38度59.418分、東経141度39.898分

2 関係地区 陸前高田市小友町、米崎町、高田町及び気仙町

3 条件

- (1) 沖出し最端部に、夜間は黄色標識灯を、昼間は標識物標をそれぞれ海面から2メートル以上の高さに設置しなければならない。
- (2) 毎年4月1日から5月31日までの期間中は、箱網の網目は4.3センチメートル（8節）以上の大きさにしなければならない。
- (3) さけの親魚の確保のため、知事が操業の停止又は漁具の一部の使用制限を指示した場合には、これに従わなければならない。
- (4) 垣網の元地から100メートルの間において、垣網桁5メートルを海面下2メートル以上沈下し、その両端に標識を設置しなければならない。

公示番号 二共第316号

1 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第二種共同漁業	いわし小型定置漁業	4月1日から10月31日まで

(2) 漁場の位置 陸前高田市小友町地先（夏佐五郎鼻沖）

(3) 漁場の区域 次の点ア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

ア点 北緯38度59.316分、東経141度39.879分

イ点 北緯38度59.318分、東経141度39.674分

ウ点 北緯38度59.446分、東経141度39.694分

エ点 北緯38度59.418分、東経141度39.898分

2 関係地区 陸前高田市小友町、米崎町、高田町及び気仙町

3 条件

- (1) 沖出し最端部に、夜間は黄色標識灯を、昼間は標識物標をそれぞれ海面から2メートル以上の高さに設置しなければならない。
- (2) 毎年4月1日から5月31日までの期間中は、箱網の網目は4.3センチメートル（8節）以上の大きさにしなければならない。
- (3) さけの親魚の確保のため、知事が操業の停止又は漁具の一部の使用制限を指示した場合には、これに従わなければならない。

公示番号 二共第317号

1 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第二種共同漁業	いわし小型定置漁業	10月1日から翌年3月31日まで

(2) 漁場の位置 陸前高田市小友町地先（秋油崎小）

(3) 漁場の区域 次の点ア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

ア点 北緯38度59.578分、東経141度40.412分

イ点 北緯38度59.538分、東経141度40.372分

ウ点 北緯38度59.501分、東経141度40.279分

エ点 北緯38度59.534分、東経141度40.263分

2 関係地区 陸前高田市小友町、米崎町、高田町及び気仙町

3 条件

- (1) 沖出し最端部に、夜間は黄色標識灯を、昼間は標識物標をそれぞれ海面から2メートル以上の高さに設置しなければならない。
- (2) さけの親魚の確保のため、知事が操業の停止又は漁具の一部の使用制限を指示した場合には、これに従わなければならない。

公示番号 二共第318号

1 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第二種共同漁業	いわし小型定置漁業	4月1日から9月30日まで

(2) 漁場の位置 陸前高田市米崎町地先（夏堀切網）

(3) 漁場の区域 次の点ア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

ア点 北緯38度59.901分、東経141度39.938分

イ点 北緯38度59.979分、東経141度39.875分

ウ点 北緯39度0.030分、東経141度39.996分

エ点 北緯38度59.970分、東経141度40.048分

2 関係地区 陸前高田市小友町、米崎町、高田町及び気仙町

3 条件

(1) 沖出し最端部に、夜間は黄色標識灯を、昼間は標識物標をそれぞれ海面から2メートル以上の高さに設置しなければならない。

(2) 毎年4月1日から5月31日までの期間中は、箱網の網目は4.3センチメートル（8節）以上の大きさにしなければならない。

公示番号 二共第319号

1 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第二種共同漁業	いわし小型定置漁業	4月1日から9月30日まで

(2) 漁場の位置 陸前高田市米崎町地先（夏堂の前）

(3) 漁場の区域 次の点ア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

ア点 北緯38度59.818分、東経141度39.802分

イ点 北緯38度59.915分、東経141度39.717分

ウ点 北緯38度59.979分、東経141度39.875分

エ点 北緯38度59.901分、東経141度39.938分

2 関係地区 陸前高田市小友町、米崎町、高田町及び気仙町

3 条件

(1) 沖出し最端部に、夜間は黄色標識灯を、昼間は標識物標をそれぞれ海面から2メートル以上の高さに設置しなければならない。

(2) 毎年4月1日から5月31日までの期間中は、箱網の網目は4.3センチメートル（8節）以上の大きさにしなければならない。

公示番号 二共第320号

1 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第二種共同漁業	いわし小型定置漁業	4月1日から10月15日まで

(2) 漁場の位置 陸前高田市米崎町地先（夏米ヶ崎）

(3) 漁場の区域 次の点ア、イ、ウ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

ア点 北緯39度0.020分、東経141度39.459分

イ点 北緯38度59.770分、東経141度39.498分

ウ点 北緯38度59.778分、東経141度39.384分

2 関係地区 陸前高田市小友町、米崎町、高田町及び気仙町

3 条件

- (1) 沖出し最端部に、夜間は黄色標識灯を、昼間は標識物標をそれぞれ海面から2メートル以上の高さに設置しなければならない。
- (2) 毎年4月1日から5月31日までの期間中は、箱網の網目は4.3センチメートル（8節）以上の大きさにしなければならない。
- (3) 垣網の元地から100メートルの間において、垣網桁5メートルを海面下2メートル以上沈下し、その両端に標識を設置しなければならない。

公示番号 二共第321号

1 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第二種共同漁業	いわし小型定置漁業	4月1日から10月15日まで

(2) 漁場の位置 陸前高田市米崎町地先（夏大原尻）

(3) 漁場の区域 次の点ア、イ、ウ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

ア点 北緯39度0.020分、東経141度39.459分

イ点 北緯39度0.022分、東経141度39.248分

ウ点 北緯39度0.086分、東経141度39.236分

2 関係地区 陸前高田市小友町、米崎町、高田町及び気仙町

3 条件

- (1) 沖出し最端部に、夜間は黄色標識灯を、昼間は標識物標をそれぞれ海面から2メートル以上の高さに設置しなければならない。
- (2) 毎年4月1日から5月31日までの期間中は、箱網の網目は4.3センチメートル（8節）以上の大きさにしなければならない。
- (3) 垣網の元地から100メートルの間において、垣網桁5メートルを海面下2メートル以上沈下し、その両端に標識を設置しなければならない。

公示番号 二共第322号

1 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第二種共同漁業	いわし小型定置漁業	4月1日から10月15日まで

(2) 漁場の位置 陸前高田市米崎町地先（夏沼田岸）

(3) 漁場の区域 次の点ア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

ア点 北緯38度59.742分、東経141度39.048分

イ点 北緯38度59.754分、東経141度38.829分

ウ点 北緯39度0.070分、東経141度38.909分

エ点 北緯39度0.065分、東経141度39.023分

2 関係地区 陸前高田市小友町、米崎町、高田町及び気仙町

3 条件

- (1) 沖出し最端部に、夜間は黄色標識灯を、昼間は標識物標をそれぞれ海面から2メートル以上の高さに設置しなければならない。
- (2) 毎年4月1日から5月31日までの期間中は、箱網の網目は4.3センチメートル（8節）以上の大きさにしなければならない。

公示番号 二共第323号

1 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第二種共同漁業	いわし小型定置漁業	4月1日から10月15日まで

(2) 漁場の位置 陸前高田市高田町地先（夏高田網）

(3) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

ア点 北緯38度59.620分、東経141度38.652分

イ点 北緯38度59.583分、東経141度38.450分

ウ点 北緯39度0.218分、東経141度38.207分

エ点 北緯39度0.256分、東経141度38.408分

2 関係地区 陸前高田市小友町、米崎町、高田町及び気仙町

3 条件

- (1) 沖出し最端部に、夜間は黄色標識灯を、昼間は標識物標をそれぞれ海面から2メートル以上の高さに設置しなければならない。
- (2) 毎年4月1日から5月31日までの期間中は、箱網の網目は4.3センチメートル（8節）以上の大きさにしなければならない。
- (3) 垣網の元地から100メートルの間において、垣網桁5メートルを海面下2メートル以上沈下し、その両端に標識を設置しなければならない。

公示番号 二共第324号

1 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第二種共同漁業	いわし・すずき小型定置漁業	4月1日から9月30日まで

(2) 漁場の位置 陸前高田市気仙町地先（赤磯）

(3) 漁場の区域 次の点ア、イ、ウ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

ア点 北緯38度58.810分、東経141度37.749分

イ点 北緯38度59.137分、東経141度38.266分

ウ点 北緯38度58.992分、東経141度38.372分

2 関係地区 陸前高田市小友町、米崎町、高田町及び気仙町

3 条件

- (1) 沖出し最端部に、夜間は黄色標識灯を、昼間は標識物標をそれぞれ海面から2メートル以上の高さに設置しなければならない。

ない。

- (2) 毎年4月1日から5月31日までの期間中は、箱網の網目は4.3センチメートル（8節）以上の大きさにしなければならない。
- (3) さけの親魚の確保のため、知事が操業の停止又は漁具の一部の使用制限を指示した場合には、これに従わなければならない。
- (4) 垣網の元地から100メートルの間において、垣網桁5メートルを海面下2メートル以上沈下し、その両端に標識を設置しなければならない。

公示番号 二共第325号

1 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第二種共同漁業	いわし・すずき小型定置漁業	4月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置 陸前高田市気仙町地先（経神）

(3) 漁場の区域 次の点ア、イ、ウ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

- ア点 北緯38度58.501分、東経141度37.962分
- イ点 北緯38度58.883分、東経141度38.512分
- ウ点 北緯38度58.583分、東経141度38.728分

2 関係地区 陸前高田市小友町、米崎町、高田町及び気仙町

3 条件

- (1) 沖出し最端部に、夜間は黄色標識灯を、昼間は標識物標をそれぞれ海面から2メートル以上の高さに設置しなければならない。
- (2) 毎年4月1日から5月31日までの期間中は、箱網の網目は4.3センチメートル（8節）以上の大きさにしなければならない。
- (3) さけの親魚の確保のため、知事が操業の停止又は漁具の一部の使用制限を指示した場合には、これに従わなければならない。
- (4) 垣網の元地から100メートルの間において、垣網桁5メートルを海面下2メートル以上沈下し、その両端に標識を設置しなければならない。

岩手県告示第855号

漁業法（昭和24年法律第267号）第11条第1項の規定により、共同漁業権の免許予定日、申請期間、存続期間、免許の内容たるべき事項、関係地区及び条件を次のとおり定める。

平成30年11月16日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 免許予定日 平成31年3月1日
- 2 申請期間 平成30年11月16日から平成31年1月11日まで
- 3 存続期間 平成31年3月1日から平成35年8月31日まで

公示番号 二共第16号

1 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第二種共同漁業	さけ小型定置漁業	8月1日から翌年1月31日まで

(2) 漁場の位置 下閉伊郡普代村力持地先（秋せんま網）

(3) 漁場の区域 次の点ア、イ、ウ、エ、オ、カ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

- ア点 北緯40度1.804分、東経141度53.522分
イ点 北緯40度1.862分、東経141度53.630分
ウ点 北緯40度1.880分、東経141度53.615分
エ点 北緯40度1.909分、東経141度53.668分
オ点 北緯40度1.760分、東経141度53.774分
カ点 北緯40度1.722分、東経141度53.567分

2 関係地区 下閉伊郡普代村

3 条件

- (1) 沖出し最端部に、夜間は黄色標識灯を、昼間は標識物標をそれぞれ海面から2メートル以上の高さに設置しなければならない。
- (2) さけの親魚の確保のため、知事が操業の停止又は漁具の一部の使用制限を指示した場合には、これに従わなければならない。
- (3) 垣網の元地から100メートルの間において、垣網桁5メートルを海面下2メートル以上沈下し、その両端に標識を設置しなければならない。
- (4) イ、ウ、エ及び次の点キの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域内には、金庫網以外の身網を設置してはならない。

キ点 北緯40度1.888分、東経141度53.682分